



洪城郡視察先にて 編集部

目 次

韓国・日本の農業研究者意見交換会（その2）

グローバル化に立ち向かう韓国と日本の農畜産業	(4)
III. 韓国と日本の畜産問題	
[韓国] FTAと畜産問題—牛肉と酪農を中心に	禹 炳準 (5)
[日本] TPPと日本の畜産問題—酪農を中心に—	小林信一 (19)
[コメント]	黄 明撤・服部信司 (26)
IV. 韓国と日本の農協問題	
[韓国] 韓国農協中央会の事業構造の改編と経済持株会社の課題	朴 珍道 (33)
[日本] 日本の「農協改革」をめぐる諸問題	梶井 功 (42)
[コメント]	神山安雄・金 奇泰 (49)
総括討論	鄭 英一・梶井 功 (55)
共同調査報告	
韓国 忠清南道 洪城郡「循環と共生の地域づくりの実践」	神山安雄 (60)
トランプ新大統領の下、アメリカはTPP協定から離脱	服部信司 (69)
「連載 農研機構研究機関からの成果報告」⑰	
船便によるイチゴ輸出に適したパッケージ方法	遠藤(飛川)みのり (74)

時評 韓国の米価暴落をめぐって..... (YK) (2)

☆表紙写真 韓国忠清南道 洪城郡「青年協業農場」にて 編集部
「農村と都市をむすぶ」2016年12月号（第66巻第12号）通巻782号

韓国の米価暴落をめぐる



韓国の米価暴落

韓国の米価暴落が止まらない。韓国の二〇一五年産米の産地価格は、一六年九月十五日現在、精米八〇kg当たり一三万五五四四ウォン、前年同期比一

五%下落した（韓国農食品部プレスリリース）。韓国の米一俵は、日本と違って、精米八〇kg。日本との比較のため、一〇〇ウォン＝一〇円で換算すると、精米一kg一三六円。十一月五日現在の産地出荷価格は、精米八〇kg当たり一二万九三四八ウォン（一kg一二九円）だ。

韓国農村経済研究院「米観測月報」の産地価格（図）

は、良質米産地価格だが、一五年産米から暴落が顕著だ。一六年産米の出回りはじめた十月平均では前年同期比一七%下落、十一月二十五日では一四%下落の精米一kg換算一六〇円だ（同十二月号）。日本の国産米の相対取引価格は、精米換算一kg当たりで一四年産二〇一円（玄米六〇kg 二万一九六七円）、一五年産二二二円（同一万三二七五円）。韓国の米価暴落の深刻さがわかる。

米価下落の要因

韓国の米価暴落の直接的な要因は、米の大幅な需給ギャップ。米過剰は構造的だ（本誌十一月号の金泰坤報告）。米の一人当たり消費量は、一九九五年一〇六・五kgから二〇一四年六五・一kg、一五年六

二・九kgまで減少した。一方、米は三年連続で豊作だ。米の作付面積は、一四年産八一・六万ha、一五年産七九・九万ha、一六年産七七・九万haと減少したが、一〇a当たり収量は一四年産五二〇kg、一五年産五四二kg、生産量が一四年産四二四・一万吨、一五年産四三二・七万吨。一六年産は一〇a収量五三九kg、生産量四一九・七万吨となった。

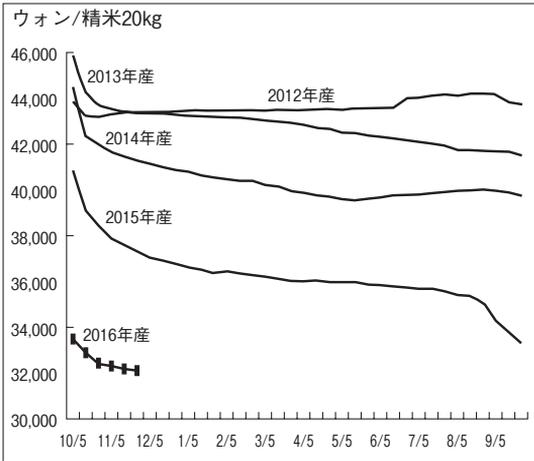
これにWTO協定にもとづくミニマムアクセス（MA）輸入米四〇万八七〇〇トンが加わる。一方で、対北朝鮮人道的支援が、政治的状況から中断されている。

韓国の米の収穫期対策

一六年産米の生産量の確定とあわせて、韓国政府は、九月から開始している公共備蓄等三九万吨（公共備蓄三六万吨、ASEAN十三の海外供与三万吨）の政府買い上げに加え、新穀需要量（三八九・八万吨）を超える超過分二九・九万吨の追加買い上げ・市場隔離を決定した。韓国政府は、公共備蓄等に加え一四年産から需要超過分の追加買い上げ・市場隔離を行っているが、政府買い上げ総量は一四年産米の六四万吨、一五年産七四・七万吨につき、一六年産米は六八・九万吨となった。農協中央会は、米買い取り量を一四年産一六五万吨、一五年産一七七万吨、一六年産では一八〇万吨に増やした。

それでも一六年十月末時点の政府在庫の一七五万吨（国産一三三万吨、輸入米四二万吨）という過剰在

韓国の米産地価格の推移（2012年～2016年）



資料：韓国農村経済研究院「米観測月報」2016年12月号

庫は当分、解消されない。

韓国政府は、米以外のタマネギ、ニンニクなどへの転作の誘導や、米の加工向け消費の拡大、政府備蓄の古々米の飼料用売却などをしている。また、国産米と輸入米との混米販売を禁じて、取締りを強化、摘発している。

アメリカ等の米輸出圧力 韓国は、WTO協定にもとづく米の関税化猶予（一九九五～二〇〇四年）をさらに一〇年間（二〇〇五～一四年）延長した。その代償措置は、MA枠の一四年四〇万八七〇〇トンまでの段階的拡

大、MA輸入米のうち三割の主食用市場流通の義務化、国別枠の設定だった。

韓国は一五年から米の関税化に踏み切り、同時にMA米三割の義務的市場流通と国別枠を廃止するとした。

しかし、米国などの米輸出国は、枠外税率（五一三％）が高すぎるとのクレームをつけた。関税化猶予延長時に過酷な代償措置を呑まれたのと同じ、輸出国からの圧力だ。韓国は、輸出国と米協約を結び、MA枠内に国別枠を設定した。一六年度の国別枠は総計二九・三万トン（MA枠の七二％）、うち米国一四・九万トン（同三六％）、中国一〇・六万トン（同二六％）だ。主食用の割当数量は二・五万トンだが、そのうち米国枠が二万トンだ。

米の国際市場、とくに中短粒種米の市場は狭い。米国は、機会をみつけては輸出圧力をかけ、実利を得ようとする。TPP交渉での対日圧力（SBS方式による国別枠の設定）も、同じ脈絡の中にある。

韓国の米所得補填制度 韓国には、米所得等補填直接支払制度がある。だが、目標価格と収穫期価格（十～十二月）の差額の補てんだから、一五、一六年産のような米価暴落時には米価の季節差、地域差が大きすぎるために、十分に対応できない。大統領スキャンダルの中で、農民組合も何万人もがソウルに押し寄せているのは、米政策の失政に対する大きな不満のためだ。（YK）

韓国・日本の農業研究者意見交換会 グローバル化に立ち向かう韓国と日本の農畜産業

韓国と日本の農業研究者意見交換会「グローバル化に立ち向かう韓国と日本の農畜産業」は、二〇一六年九月八日、韓国ソウル市瑞草区のaTセンターで開かれた。日本の農林行政を考える会と韓国の農政研究センター、地域財団とが共催した。

意見交換会の前半の第Iセッション、第IIセッションまでは、本誌十一月号に掲載した。

本号では、意見交換会の後半の第IIIセッション「韓国と日本の畜産問題」、第IVセッション「韓国と日本の農協問題」と総括討論を掲載している。

コメントの一部と討論については、紙幅の関係から、編集部で整理してある。

(文責・神山安雄)

韓国・日本の農業研究者意見交換会 グローバル化に立ち向かう韓国と日本の農畜産業

2016年9月8日(木) 10時~18時
韓国ソウル市瑞草区良才洞 aTセンター

第Iセッション：FTA/TPPに相対する韓国・日本の農業・畜産業

第IIセッション：韓国と日本の米問題
(以上、11月号に掲載)

第IIIセッション：韓国と日本の畜産問題

禹 炳準 FTAと畜産問題—牛肉と酪農を中心に—

小林信一 TPPと日本の畜産問題—酪農を中心に—

コメント 服部信司/黄明撤

第IVセッション：韓国と日本の農協問題

朴 珍道 韓国農協中央会の事業構造の改編と経済持株会社の課題

梶井 功 日本の「農協改革」をめぐる諸問題

コメント 神山安雄/金奇泰

総括討論

総 括 鄭英一/梶井功

(以上、本号に掲載)

第三セッション

韓国と日本の畜産問題

司会

金 泰坤 (韓国農村経済研究院シニア・エコノミスト)

神山安雄 (国学院大学非常勤講師)

FTAと畜産問題—牛肉と酪農を中心に—

韓国農村経済研究院畜産観測室長

禹^ウ炳^{ヒョン}準^{ジュン}

1 韓国の市場開放の現況

一九六七年ガット加入から始まった韓国の畜産物市場開放は、一九九三年ウルグアイラウンド交渉の妥結と世界貿易機関(WTO)の出帆によって本格化した。この過程で、韓国の畜産物に対する関税以外の国境保護措置がなくなった。一九九五年冷蔵豚肉、冷蔵鶏肉とチーズ。調製粉ミルク、牛乳入り製品をはじめ、一九九六年にはバターと練乳、一九九七年には冷凍豚肉と冷凍鶏肉などの輸入が次々と自由化された。

DDA(ドーハ開発ラウンド)交渉が膠着状態になった後、韓国の貿易体制は国家間FTAの締結を積極的に進める形で展開された。二〇〇四年四月一日に発効した韓国とチリのFTAを皮切りに二〇一六年七月一五日に発効したコロンビアとのFTAまで、韓国のFTA締結範囲は総計一五件、五二カ国に達する。

FTA締結のための交渉は、すでに発効している一五件のほかにも、着実に進められている。現在四件のFTAが交渉中であり、一二件が交渉準備または交渉検討中にある。従って、今後も多様なFTA締結及び発効が続

く見通しだ。』

2 肉用牛及び酪農産業の現状

1) 肉用牛の需給の推移

肉用牛の飼育頭数は一九九六年二八四万三、〇〇〇頭でピークを記録して以来、通貨危機を経て次第に減少し、牛肉の輸入が関税化した二〇〇一年には一四〇万六、〇〇〇頭まで減少した。その後、牛肉の需要増加と韓牛価格の引き上げにより、飼育頭数は次第に増加しはじめ、二〇一二年三〇六万頭に達したものの、以降供給過剰による価格下落の影響で二〇一三年二九二万、二〇一四年二七六万、二〇一五年二六八万頭に減少した。

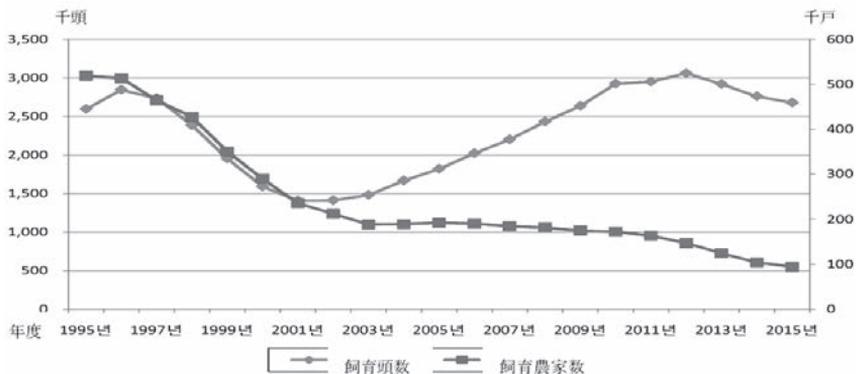
肉用牛の農家数は一九九五年五二万戸から二〇一五年九万四、〇〇〇戸まで減少した。特に、一九九八年の通貨危機と二〇〇一年輸入自由化を経て一〇頭未満飼育農家数が大幅減少し、近年になってはFTA廃業支援により小規模農家の減少がより加速化している。農家数の急激な減少により、一農家当たりの飼育頭数は一九九五年五・〇頭から二〇一五年二八・四頭に増加した。

二〇一二年韓・米FTA、二〇一四年韓・オーストラリアFTAの発効以来、主要牛肉輸出国の関税率が次第に下落している。二〇〇七年米国産牛肉の輸入再開後、牛肉の輸入量（精肉基準）は継続的に増加し、二〇一五

図 1. 韓国のFTA発効現況

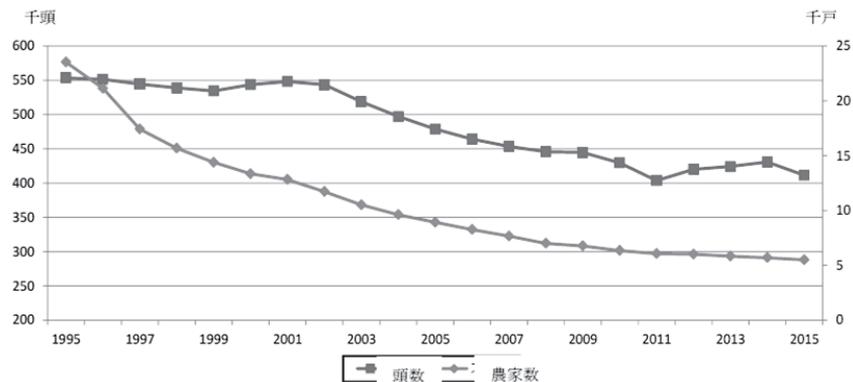


図 2. 肉用牛の飼育頭数及び飼育農家数



資料：統計庁，家畜統計.

図 3. 乳牛飼育頭数と飼育農家数



資料：統計庁，家畜統計.

年には二九万七、〇〇〇トン程度に達した。そのうち、オーストラリア産は一六万四、〇〇〇トンと五五・二％、米国産は一一万二、〇〇〇トンで三七・八％、ニュージーランド産が一万八、〇〇〇トンで六・一％を占めた（検疫検査基準）。

2) 酪農需給の推移

乳牛の飼育頭数は一九九五年以降、継続的な減少傾向を示し、口蹄疫が発生した二〇一一年四〇万三、六八九頭と最低を記録した。口蹄疫発生により搾乳牛の殺処分埋立の影響で原乳生産量の不足が表れ、飼育頭数は二〇一四年には四三万六七八頭と再び増加した。その後、粉ミルクの過剰在庫で原乳減産対策が行われ、飼育頭数は二〇一五年四一万一、三四二頭に減少している。

酪農家の数は一九九五年二万三、五一九戸から二〇一五年五、四九八戸に減少した。このうち五〇頭以上の専業農家は一九九五年一、三二五戸から二〇一五年三、九四五戸に増加したが、同時期五〇頭未満飼養農家は二万二、一九四戸から一、五五三戸に減少した。乳牛飼養農家は小規模農家の廃業の増加で、減少傾向にあり、一戸当たりの飼育頭数は飼養農家の減少で一九九五年二三・五頭から二〇一五年七四・八頭に増加した。

乳牛飼育頭数の減少にも関わらず、一頭当たりの産乳量が増加し、原乳生産量は一九九五年一九九万八、四四

五トンから二〇〇二年二五三万六、六五三トンに増加したが、その後、原乳減産対策が推進され、二〇一五年二一六万八、〇〇六トンに減少した。

韓国の場合、二〇〇二年粉ミルクの在庫過剰問題が発生して、原乳生産を減らすための政府の原乳減産政策が行われ、乳業者も二〇〇二年末から農家別原乳生産クォーター制を実施した。しかし、クォーター製の実施にもかかわらず、出産率の低下及びアンチミルク(anti-milk)世論の拡散で、牛乳の消費不振で、粉ミルクの在庫過剰問題は未だに続いている。

一人当たりの年間乳製品の消費量は一九九五年四七・五kgから二〇一五年七五・七kgに増加した。乳製品消費量のうち市乳は一九九五年一五六万八、一九五トンから二〇〇八年一七〇万二、二九五トンに増加したが、二〇一五年には一六四万七、四八六トンに減少した。反面、チーズ(ナチュラルチーズ、プロセスチーズ)の消費量は一九九五年一万二、五〇一トンから二〇一五年一三万三、〇四三トンに大幅増加した。

乳製品市場はUR交渉以後、国内の酪農産業にセンシティブな脱脂と全脂粉ミルクに対しては最少市場アクセス(MMA)量を設定し、最少市場アクセス量の範囲内で低率関税を、それ以上に対しては高率関税を課する方式で輸入され、残りの乳製品に対しては譲許関税率で市

表1. 米国産主要畜産物の輸入動向 (通関基準)

区分	発効前 平年 (07' ~ 11) (A)	発効後履行				増減率(%)		
		1年目 (2012) (B)	2年目 (2013) (C)	3年目 (2014) (D)	4年目 (2015) (E)	発効前比 (E/A)	3年目比 (E/D)	
牛肉	輸入額	653	522	578	764	802	22.8	4.9
	輸入量	128	106	101	112	115	-10.1	3.4
豚肉	輸入額	225	391	313	403	455	102.4	12.9
	輸入量	98	131	112	121	151	53.6	24.1
鶏肉	輸入額	54	91	71	96	16	-71.1	-83.9
	輸入量	39	54	45	65	11	-72.7	-83.4
全体畜産物	輸入額	823	1,411	1,471	1,878	1,761	114.0	-6.2
	輸入量	1,071	1,286	1,209	1,357	1,464	36.8	7.9

注1) 発効前平年は2007~2011年のうち、最大・最少を除いた平均値。

2) 牛肉の発効前と比べた増減率は、米国はBSEの発生による輸入禁止措置を考慮し、FTA発効直前年度の2011年と比較した数値である。

3) 輸入量と輸入額は通関基準。

資料：韓国農村経済研究院、『韓・米FTA発効4年、農畜産物の交易の変化と課題』、農政フォーカス第121号(2016.3.4.)一部抜粋修正。

場が開放された。その後、二〇一一年韓・EUFTAをはじめ、二〇一二年韓・米FTA、二〇一四年韓・オーストラリアFTAの発効により、無関税クォーター量が提供された。脱脂・全脂粉ミルクの場合、関税率は全てFTAによって現在の水準が維持されるが、チーズは一〇〜二〇年間で関税が撤廃され、バターの場合も一〇〜一五年間で関税が撤廃される。

3 FTA締結が畜産業に及ぼした影響

1) 韓・米FTAの発効と牛肉市場

韓・米FTA履行四年目の二〇一五年まで、米国産全体の畜産物輸入額はFTA発効前、平年に比べて一四・〇%伸びた。しかし、FTA締結前の二〇一一年に比べ、米国産牛肉輸入量は二〇一二〜二〇一五年の間更に減少し、輸入額も二〇一二〜二〇一三年の間ではより減少した。

FTAの発効により二〇一五年米国産牛肉の関税率はFTA以前より一六・五%下がったにもかかわらず、どうしてこのような現象が発生したのだろうか。その原因は第一に、米国内での牛肉生産量の減少と中国の牛肉輸入増加による米国産牛肉の輸入単価の引き上げがある。米国の牛肉生産量は二〇一一年一、一九八万トンから二〇一二年一、一八四万トン、二〇一三年一、一七五万ト

表2. 米国産牛肉の輸入価格の推移

区分	発効前 平年 (07'~'11) (A)	発効後履行				増減率(%)	
		1年目 (2012) (B)	2年目 (2013) (C)	3年目 (2014) (D)	4年目 (2015) (E)	発効前比 (E/A)	3年目比 (E/D)
輸入価格(ウォン/kg)	8,215	7,934	8,536	9,669	10,389	26.5	7.4
輸入単価(ドル/kg)	5.31	5.13	5.79	6.96	7.10	33.7	2.0
レート(ウォン/ドル)	1,108	1,127	1,095	1,053	1,131	2.1	7.4
関税率(%)	40	37.3	34.6	32	29.3	-26.8	-8.4
輸入量(千トン)	128	106	101	112	115	-10.1	3.4

- 注1) 輸入価格は冷蔵牛肉(0201300000)、冷凍リブ(0202201000)、冷凍牛肉(0202300000)を適用。3つのコード番号の輸入量の割合は2015年米国産牛肉輸入量の89%を占める。
 2) 牛肉の発効前と比べた増減率は韓・米FTA発効の直前年度の2011年と比較。
 3) 輸入価格は部位別輸入額(レート、関税率適用)の合計を輸入量の合計で割って算出。
 4) 輸入量は牛肉に含まれた全体HSコードを基準とする。

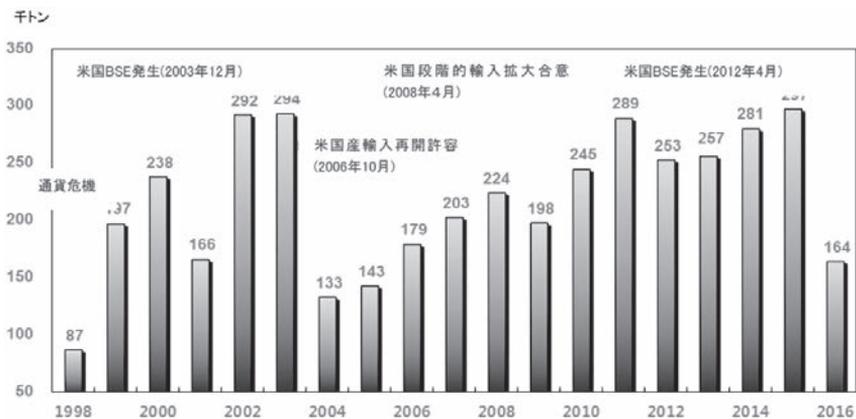
資料：韓国農村経済研究院、『韓・米FTA発効4年、農畜産物交易の変化と課題』、農政フォーカス第121号(2016.3.4.)から一部抜粋修正。

ン、二〇一四年一、一〇八万トン、二〇一五年一、〇八六万トンと、減少しつづけ、それに伴い、二〇一五年米国内産牛肉輸入価格はFTA以前に比べて二六・五%上がった。つまり、関税率の引き下げ効果が輸入価格の上昇によりかなりの部分相殺された。

第二の原因は、家畜の疾病発生に伴う牛肉の需給問題がある。二〇一〇〜二〇一一年にかけて発生した口蹄疫の影響で、二〇一一年韓国の牛肉輸入量は、米国のBSE発生(二〇〇三年一二月)以来最大水準(二八万九千トン)を記録した。しかし、翌年の四月に米国におけるBSEの発生で、牛肉の輸入は二五万三千トンに減少した。これによって家畜の疾病発生による需給のアンバランスと検疫措置の適用など、特殊状況を考慮するとFTA締結以前と以後の牛肉交易量を単純比較するには限界がある。

第三の原因は、需給のアンバランスによる肉用牛の卸売価格の下落にある。二〇〇八年四月、米国産牛肉の輸入衛生条件が改定され、「輾燻デモ」が行われるなど、社会的な混乱をもたらし、米国産牛肉に対する否定的な認識が消費者の間に広まった。また、韓牛市場に発生し得る被害の最少化のために、政府は「飲食店原産地表示制度の拡大」、「流通段階の履歴追跡制の拡大」などの政策を積極的に適用して、国内牛肉市場における韓国産肉

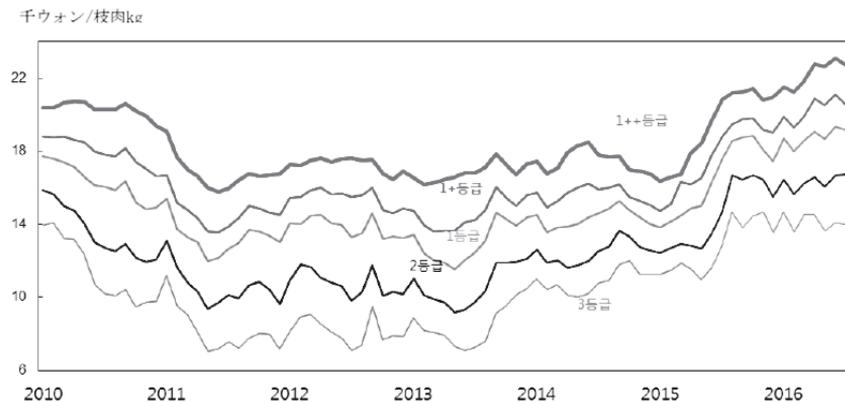
図4. 年度別牛肉輸入量の推移（検査検査基準）



注：2016年は1～6月の輸入量。

資料：食品医薬品安全処

図5. 韓牛卸売り市場の競落価格の推移（枝肉基準、等級別）



用牛の消費基盤の拡大を図った。その結果、肉用牛飼育頭数は二〇〇八年二四三万頭から二〇一二年三〇六万頭と、短期間に急増した。

肉用牛の飼育頭数の短期間の急増は、直ちに屠畜増加による牛肉の供給過剰として表れた。その結果、韓牛一等級年平均競落価格は、二〇〇九年一六、四三一ウオンから二〇一〇年には一六、一九九ウオン、二〇一一年一三、二二三ウオン、二〇一三年一三、〇九七ウオンと下落を続けた。

急激な競落価格の下落による採算性の悪化が発生し、全国韓牛協会など、生産者は政府の即時対策を設けることを求めた。

これに対し、政府は牛肉の供給過剰を短期間で解消するため、二〇一二年二月から二〇一三年五月にかけて、約二〇万頭の韓牛可妊雌牛に対する削減支援と該当屠畜数量に対する大規模な消費者割引イベントなどを実施した。韓牛の消費基盤拡大のための販売店で、「消費者割引イベント」と肉販売店型食堂の拡大などの努力により、韓牛の消費が大幅増加し、輸入牛肉市場は縮小した。このような牛肉の消費市場の変化により、韓・米FTAの発効にもかかわらず、二〇一二〜二〇一三年の間、米国产牛肉を含めて全体輸入牛肉市場の一時的な成長が停滞した。

これと同時に政府は、周期的に発生する肉用牛の需給不安定の主な原因が小規模零細農家中心の韓牛飼育構造にあると認識し、これを解決するために「子牛生産安定制度」を改変する一方、二〇一四年「FTA廃業支援」などを通じて約二万戸に達する小規模零細農家の廃業を誘導した。

2) 韓・米FTA、韓-EU FTAの発効と酪農製品市場

韓国の乳製品の輸入量は原乳換算基準で二〇〇〇年六三万九、六一七トンから、二〇一五年一七八万八、二二二トンに増加した。乳製品の輸入量は市乳を除いた乳製品の消費の増加により二〇〇三年以降増加しており、特にチーズ、混合粉ミルク、コンデンスミルク（練乳）、バターなどの輸入量は明らかに増加傾向を示している。

二〇一五年基準、乳製品輸入額の中でチーズが五九・五％で最も高い割合を占めた。脱脂・全脂粉ミルクは低率関税義務輸入量（TRQ）を超える量に対して、高率の関税で輸入されており、乳製品に占める割合は少ない方だ。混合粉ミルクは関税率が低く、全体乳製品輸入額でチーズの次に高い割合（七・八％）を占めている。

韓・米FTAの履行によりFTA以前に比べて米国产乳製品の輸入は大幅増加した。しかし、EUの生産クォーター制の廃止、ニュージーランド産の輸入増加などの

表3. 米国产主要乳製品TRQ及び輸入状況

単位：トン、%

区分	発効前 平年 (07'~11) (A)	発効後履行				増減率(%)		
		1年目 (2012) (B)	2年目 (2013) (C)	3年目 (2014) (D)	4年目 (2015) (E)	発効前比 (E/A)	3年目比 (E/D)	
全体	13,340	34,084	48,936	71,973	60,602	354.3	-15.8	
チーズ	TRQ	-	7,000	7,210	7,426	7,649	-	3.0
	輸入量	12,901	31,877	42,530	63,848	54,821	324.9	-14.1
粉ミルク (脱脂+全脂)	TRQ	-	5,000	5,150	5,305	5,464	-	3.0
	輸入量	289	1,941	6,265	7,989	5,699	1874.1	-28.7
調製粉ミルク	TRQ	-	700	721	743	765	-	3.0
	輸入量	150	266	141	136	82	-45.2	-39.8

資料：韓国農村経済研究院、『韓・米FTA発効4年、農畜産物の交易変化と課題』、
農政フォーカス第121号（2016.3.4.）一部抜粋修正。

表4. EU産主要乳製品TRQ及び輸入状況

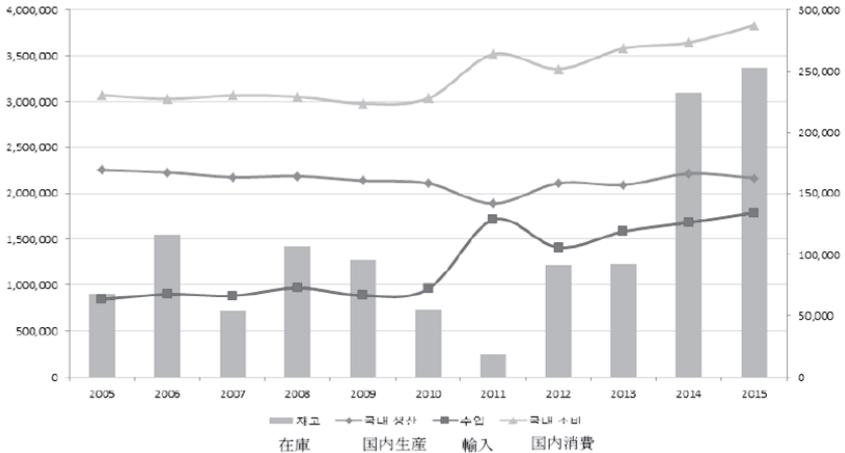
区分	発効前 平年 (A)	発効後履行					増減率(%)		
		1年目 ('11/'12)	2年目 ('12/'13)	3年目 ('13/'14)	4年目 ('14/'15) (B)	5年目 ('15/'16) (C)	発効前比 (C/A)	4年目比 (C/B)	
全体	38,701 (25.2)	79,324 (35.6)	58,006 (28.8)	64,692 (31.0)	82,886 (35.8)	95,220 (40.2)	146.0	14.9	
チーズ	TRQ	-	4,560	4,560	4,696	4,837	4,982	-	-
	輸入量	5,183	10,998	12,323	10,625	24,300	36,710	608.3	51.1
脱脂・ 全脂 粉ミルク	TRQ	-	1,000	1,000	1,030	1,060	1,092	-	-
	脱脂輸入量	1,140	23,547	5,622	7,907	8,900	7,645	570.5	-14.1
	全脂輸入量	135	1,235	267	320	78	411	204.5	426.9
調製 粉ミルク	TRQ	-	450	450	463	477	491	-	-
	輸入量	93	428	787	1,048	1,474	1,929	1972.8	30.9

注：（ ）の中の数値はEU産が全体輸入量に占める割合

資料：韓国農村経済研究院、『韓・EU FTA発効5年、農業部門への影響と示唆点』、
農政フォーカス第127号（2016.7.1.）一部抜粋修正。

図6. 年度別牛乳需給の推移

単位：トン



影響で、二〇一五年米国産チーズ及び粉ミルクの輸入はむしろ前年より減少した。二〇一五年米国産乳製品の輸入量は、総計五万四、八二一トンと、FATA TRQ数量である七、六四九トンを超えた。このうち、脱脂・全脂粉ミルクの輸入量は五、六九九トンと、FATA TRQ数量である五、四六四トンを超えた反面、調製粉ミルク(HS・一九類)はTRQ数量(七六五トン)より少ない八二トンが輸入された。

韓―EUFTA履行五年目のEU乳製品輸入量(九万五千トン)は四年目に比べて一四・九%増加し九五、二二〇トン記録した。このうち、チーズの場合は、TRQ増量、関税引き下げとEUのチーズ生産量の増加により単価が下がり、EU産輸入量が増加し、履行五年目の輸入割合も四年目に比べて一・七%ポイント伸び三四・二%を記録した。一方、脱脂粉ミルクはニュージーランド・オーストラリア産との競争で、輸入量は四年目に比べて一四・一%が減少し七、六四五トンである。

図6からみられるように、二〇一〇～二〇一一年に発生した口蹄疫の余波で、牛乳生産量と在庫が大幅減少し、輸入量が大きく増加した。特に、二〇一一年に一時減少した輸入量は韓・米FTA発効後の二〇一二年から継続的に増加している。反面、原乳換算在庫量は二〇一一年一八、四六七トンから二〇一二年九一、七三五トン、

二〇一三年九二、六七七トン、二〇一四年二三二、五七二トン、二〇一五年二五二、七六二トンに着実に増加している。これはFTAの締結によって価格と品質の競争力がすぐれた輸入乳製品の国内市場占有率が拡大している反面、クォーター制と原乳価格の生産費連動制度などにより、国内産原乳生産量は大きな変化が発生しなかったためである。

3) 総合評価

これまで考察したように、現在まで牛肉市場に韓・米FTAの直接的な影響が働いたとはみなしがたい。二〇一〇〜二〇一三年期間中の牛肉の価格下落は米国産牛肉の輸入における衛生条件の改定及び国内の需給要因などが大きく作用したからだ。しかし、二〇一三年の下半期から始まった牛肉価格の引き上げに当たっては、米、オーストラリアなどFTA締約国からの牛肉の輸入が増加している。

二〇一五年の牛肉輸入量は歴代最大規模の二九万七千トンと、前年比六・〇％増加した。二〇一六年一〜六月の輸入量は前年比一七・七％伸びて一六万四千トンと、年末には三〇万トンを超える見通しだ。このような輸入の増加傾向は二〇一七年にも続くと思われる。したがって、市場開放による原産地別牛肉のマーケットシェア競争はこれから本格化していくともいえる。

表5. 国内産と輸入畜産物の品質についての消費者認識調査結果

単位：名、(%)

区分	牛肉	豚肉	鶏肉	乳加工品 (チーズなど)	肉加工品 (ハムなど)
外国産に比べて国産の品質がはるかに低い	13(1.5)	14(1.6)	12(1.4)	47(5.3)	50(5.6)
外国産に比べて国産の品質がやや低い	48(5.4)	49(5.5)	46(5.2)	307(34.4)	250(28.2)
外国産と国産の差がない	163(18.4)	232(26.2)	303(34.5)	372(41.7)	403(45.4)
外国産に比べて品質がやや高い	486(54.7)	478(54.1)	437(49.7)	148(16.6)	168(18.9)
外国産に比べて国産の品質がとても高い	178(20.0)	111(12.6)	81(9.2)	18(2.0)	16(1.8)
合計	888(100.0)	884(100.0)	879(100.0)	892(100.0)	887(100.0)

資料：韓国農村経済研究院、「国民経済を考慮した未来の畜産政策改善案」、2016

酪農のクォーター制度や原乳価格の生産費連動制度などによって、FTAによる直接的な被害が酪農家に発生してはいない。しかし、白物市乳の消費は減少する反面、多様な乳加工製品の需要が引き続き増加しており、これらの加工品市場をFTA関税引き下げ効果を受けた輸入製品が速いスピードで侵食している。このような状況が解決されないかぎり、結局国内の原乳生産量の減産は避けられないと思われる、市場開放によって国内酪農産業の根本的ななりストラクチャー（リストラクチャリング）が強いられているともいえよう。

4 市場開放と課題

二〇〇八～二〇一五年の期間中、農業分野のFTA国内補充対策の事業細目に振り当てられた投資・融資予算は二二兆二、六八二ウォンだったが、実際政府の執行実績は一九兆三、四六二億ウォンだった。このうち、畜産物市場の開放に対応した、畜産競争力引き上げの目的で執行された金額は七兆五、三二七億ウォン（三八・九％）と、分野別FTA国内対策の執行実績の中で最も大きな割合を占めている。

畜産競争力引き上げのための政府政策としては、六つの事業分野で、二三の事業細目が実施されている。具体的な分野としては、①畜産業の競争力の強化、②畜産物

の需給管理、③畜産物衛生安全性の引き上げ、④環境に優しい畜産支援、⑤家畜の防疫、⑥畜産技術の普及などである。中でも二〇一五年基準予算支援の割合をみると、「畜産業の競争力強化」が六三・六％と最も多く、「環境に優しい畜産支援」が一五・五％でそれに継いでいる。

その間、韓国の畜産物は国内産のプレミアムに基づいて、価格競争よりは品質競争を中心に市場を守ってきた。しかし、マーブリング中心の等級体系に対する消費者の反発はますます高まっている。したがって、消費者を満足させられる品質要件がいったい何なのかに対する正確な概念を定める必要がある。また、最近消費量が伸びている肉加工及び肉加工製品の品質が輸入製品に比べて劣っているとの評価が多い。したがって、生鮮畜産物の品質競争力の引き上げはもちろん、加工畜産物の品質確保も一緒に並行して行われなければならない。これは将来の肉類食品の摂取トレンドの変化を考慮する際、とても重要である。

二〇二八年以降はFTAにより、米国・オーストラリアなどとの牛肉を含めて主要畜産物の関税率が〇％になる。現在FTA主要締約国別牛肉の関税率が平均三〇％水準であることを考慮すると、これから一〇年間、三〇％に達する関税障壁が一挙に消えるわけだ。今はまだ消

費者が国内産畜産物に対して輸入畜産物より支払い意思金額がより高いが、その格差が段々狭くなっていることを考慮すると、生産費削減を通じた価格競争力の確保もとても重要な課題だ。

品質競争力と価格競争力を共に考慮する観点から、高級肉供給中心で成り立っている国内肉用牛産業を再編し、高級肉と中・下級肉を適正比率で供給し、生産者と消費者の選択の幅を拡大しなければならないとの主張も出ている。このような主張の背景には、最近韓国農畜産業界の最大イシューとして浮かび上がっている請託禁止法（キム・ヨンラン法）の施行に伴い、お土産文化の変化と外食業界の国内産牛肉の消費減少ショックを最少化しようとの意図も含まれている。

牛肉市場に比べ、酪農産業は市場開放に構造的により弱い。すでに、前で触れたように、全体乳加工品の消費量は継続して増加しているが、国産原乳を利用する市乳消費量は減少する反面、FTA締結による乳加工品の輸入は大幅増加している。このような状況で慢性的な需給のアンバランスを緩和するために、全国単位の需給調節制度（全国単位の原乳クォーター制）の導入、原乳価格連動制の改善、集乳体系の改善など、酪農産業の根本的な構造改善が求められている。これを解決するためには、利害当事者間の合意が優先されなければならない

が、今まで意見が一致しておらず、制度の変更を通じた産業競争力の強化はそう簡単ではないのが現状である。

これまで肉用牛及び酪農産業の市場開放による影響と課題を簡単に述べた。ここで、追加的に考慮しなければならぬのは、市場開放のほかに数多くの問題が韓国畜産業の前に置かれているという点だ。例えば、二〇一八年三月からは、これまで慣行として許されていた無許可畜舎が閉鎖される。正確な数値はまだ把握されていないが、ある研究では畜舎の約四〇％ぐらいが無許可畜舎の範囲内にあるとの主張もある。これは、韓国の畜産業の生産基盤は大変もろい構造の上にあることを端的に示す例である。低い出生率による高齢化と人口絶壁（Demographic Cliff）は畜産業にも大きく影響するだろう。高齢畜産農家は後継者を確保できずにおり、これは低いレベルの施設投資に繋がる。このために、糞尿の処理と防疫活動、生産性の向上などで弱点として表れている。人口の減少に伴って就学児童と軍兵力の減少は大規模な固定給食需要量の継続的な減少を意味する。また、一人世帯の増加は消費のパターンを生鮮肉類の消費からHMR（Home Meal Replacement）中心の簡単加工製品消費に変化させるだろう。このような市場開放以外の様々な試みに対する対策が求められる。

注1) 交渉中のFTAは、韓—RCEP (ASEAN 10カ国+韓国、中国、日本、オーストラリア、インド、ニュージーランド)、韓—エクアドル、韓—中米 (パナマ、コスタリカ、グアテマラ、オンドゥラス、エルサルバドル、ニカラグア)、韓—中日だ。また、交渉準備中または検討中のFTAは、FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏)、TPP (環太平洋パートナーシップ協定)、韓—GCC (湾岸協力理事会)、韓—メルコースル (MERCOSUR南米南部共同市場・ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ)、韓—SACU (南部アフリカ関税同盟)、韓—ロシア、韓—マレーシア、韓—メキシコ、韓—モンゴル、韓—イスラエル、韓—インドネシア、韓—日などである。

注2) 既に触れたように、肉用牛の消費基盤の拡大のために、販売店の「消費者ディスプレイメント」や肉屋レストランの拡大などの努力で、国内産牛肉の消費が大幅増加した。一方、二〇一五年からは屠畜量が減少しはじめ、牛肉の卸価格が反騰しはじめた。その結果、一等級1kg当たりの平均価格は、二〇一四年上半年期に一四、〇四五ウォン、下半年期一四、六二五ウォン、二〇一五年上半年期一四、六八二ウォン、下半年期一八、一七四ウォン、二〇一六年上半年期一八、七五一ウォンと、引き続き上昇傾向を示している。



搬送中の豚—韓国忠清南道にて—

TPPと日本の畜産問題—酪農を中心に—

日本大学生物資源科学部 教授 小林 信一

(要旨)

TPP協定の畜産への影響は小さくない。しかし生産基盤の脆弱化はTPP以前の問題で、その要因は所得の低下・変動である。農山村の荒廃は、都市災害にも直結する恐れがある。政府がとるべき施策は、①所得補償制度の設立・充実、②農地の畜産的利用促進の観点に立った政策転換、③酪農にあっては、乳価交渉力の向上による適切な乳価実現のための組織再編と余乳処理体制への助成などがあげられる。

1 TPP協定畜産分野の合意内容とその影響

(乳製品合意内容は、①脱脂粉乳・バターについては、国家貿易制度とともに、枠外税率(脱脂粉乳は二・三%＋一キログラムあたり三九六円など、バターは二九・八%＋同九八五円など)を維持する。また、世界貿易機関(WTO)枠の一三万七千ト(生乳換算)に加え、TPP枠として七万ト(六年目以降、当初は六万ト)を設

定する。枠内税率は、WTO枠の税率から政府の輸入差益(マークアップ)部分を一年かけて削減する。②米国の関心が高いホエー(乳清)については、脱脂粉乳と競合するたんぱく質含量二五・四五%のものは二一年で関税を撤廃する。二五%未満は一六年で、特にたんぱく質含量の高いものは六年で無税化する。③チーズについては、モツァレラ、カマンベールなどは現行関税を維持する。チェダー、ゴーダ、クリムチーズなどは一六年で段階的に関税撤廃する。シュレッドチーズ原料用のフレッシュチーズは、国産一対輸入品三・五の割合の抱き合わせて無税化し、プロセスチーズ原料の輸入は一対二・五の抱き合わせ制度を現状維持する。などである。国内酪農業への影響は、今後詳細な検討が必要だが、農林水産省は「当面、輸入の急増は見込みがたいが、長期的には関税引き下げの影響」により「競合する国内産の脱脂粉乳・チーズの価格下落など」で「加工原料乳の乳価の下落も懸念される」としている。TPP枠について

は、二〇一三年および一四年の緊急輸入量の半分以下にすぎず問題ないとの声も聞かれる。しかし、不足時の枠外輸入が固定化されることになるうえ、ホエーの輸入増もあり、影響が少ないとは言えない。

チーズについては、国産の八割程度を占めるチェダール、ゴダ系やシュレッドチーズは一六年で段階的に無税化されることから、輸入業者は一〇年以内には国産チーズの使用が条件である抱き合わせ関税制度を利用せずに、チーズを輸入するようになると見られる。モツァレラやカマンベールチーズの税率は現行のままとはいえ、それらのみで国産チーズの生産量を維持できるとは考えられない。またホエーの輸入がチーズの結合生産物である国産ホエーの価格を低下させ、国産チーズの採算性を悪くすることも、チーズ生産を難しくする要因となるだろう。こうしたことから、政策的に誘導されてきた国産チーズ振興が頓挫する可能性がある。チーズの国内生産量は生乳換算で約四六万トあり、乳製品向け生乳三三六万ト（一四年度、ほかに飲用牛乳等向けが三九一万ト）の二四％であるが、消費が減退する乳製品の中では、拡大している数少ない品目である点も打撃が大きくなる恐れがある。

国産乳製品はほぼ北海道がその生産を担っており、これまでチーズ以外に生クリームや脱脂濃縮乳、ホエーな

どの液状乳製品へのシフトを国が奨励し、現在ではバターや脱脂粉乳などの特定乳製品の一五四万トンとほぼ同程度の一三六万トンまでに増加している。しかし、今後チーズを減産せざるを得なくなる場合、液状乳製品の増加でチーズ部分を埋め合わせることは難しいと見られる。

北海道での乳製品生産が手詰まりになり、また安価な輸入乳製品の流入により加工原料乳価が低下すれば、北海道の手取り乳価の下落を緩和するためにも北海道から都府県への飲用向けの生乳、パック乳の移送が増えることになる予想される。その結果、都府県の乳価も下落せざるを得ず、都府県の酪農経営に打撃を与え、生産基盤のさらなる弱体化がもたらされるだろう。

(牛肉) 現行の関税率三八・五％が低減され、一六年目以降は九％になる。セーフガードは設定されたが、四年間発動されなければ廃止される。現在、輸入牛肉は国内消費量の五八％を占めている。二〇〇三年の米国におけるBSEの発症の結果、米国産牛肉の輸入が禁止され、豪州産が独占的な地位を占めるとともに輸入量自体が減少し、自給率も若干増加したが、米国産牛肉の輸入規制措置の緩和と共に、米国のシェアが回復し、それと共に自給率は減少している。

一九九一年に日米・日豪牛肉交渉によって牛肉の輸入自由化が行われた際は、生産者は輸入牛肉との差別化を

図るため、黒毛和種や交雑種生産にシフトした。しかし、近年は米豪産WAGYUなど輸入牛肉の肉質が日本人向けに高級化されており、また日本人自身がさほどサシを重視しない傾向になっており、輸入牛肉との競合が激しくなると予想される。

(豚肉) 差額関税制度は維持したとされるが、従価税一〇%は一〇年目以降無税に、従量税は現行四八二円/kgが五〇円に引き下げられる。この結果、これまで、上級と下級部位を組み合わせて輸入されてきたが、今後は下級部位がコンビネーションでなく単体で輸入されることで、国産枝肉価格が三五〇〜三七〇円/kg程度に下落することも予想されている。また、セーフガードも一年目までとされている。さらに、ソーセージは六年目、ハム・ベーコンは一年目に関税が撤廃されることになっており、いわゆる裾ものの価格への影響が、豚価全体を押し下げかねない。

2 生産基盤の脆弱化は、TPP以前の問題

畜産生産はTPPの影響以前に、近年急速に生産基盤の脆弱化が進んでいる。例えば、生乳生産量はピークの一九九六年の八六〇万トから、現在は七三三万トにまで減っている。酪農家戸数がピーク時の四〇万戸から一万八千戸に急減したことや、それに伴う乳牛頭数の減少(成

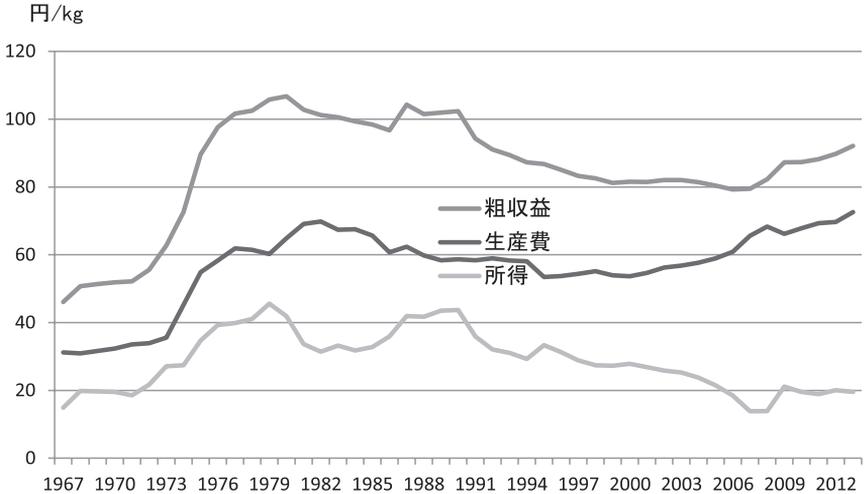
牛頭数はピーク時の一三二万頭から現在は九〇万頭)が要因である。

一戸あたり頭数は欧州連合(EU)並みの水準に、乳牛一頭あたり年間乳量も八千キログラム台と世界最高水準になっている。しかし、大規模経営層の増加よりも中止酪農家の飼養頭数が多いため、全体として生産量は減少している。生産量や戸数の減少はすべての地域で見られるが、地域により減少率の差が大きい。その中で北海道が生乳生産の五割以上を占めるようになり、さらに道内の中で道東の割合がほぼ八割に達している。一方、これまで活発だった大規模化の動きはむしろ停滞気味で、堅実な経営が離農するケースが相次いでいる。

こうした現状をもたらしている要因として、酪農所得の傾向的な減少、特に〇八〜〇九年の飼料価格高騰時に所得が急減したことが挙げられる(図1、2)。TPPなどで将来に不安を持つ経営が多いことも背景にあると考えられる。

乳牛と肉用牛を合わせて数千頭を飼養するような大規模法人経営も散在する。だがこうした経営は後継牛や飼料の外部依存度が高く、さらに様々な補助金や肉牛免税などの制度的な恩恵を家族経営と同様に受けることで高収益を実現している面がある。TPPにより最も影響を受けるのは、こうした経営であろう。

図1 生乳1kg当たり費用・収益の推移（全国）



出所：農水省「畜産物生産費」より作成

注1. 1999年から年度、それ以前は年次

2. 3.5%脂肪率換算乳量

図2 酪農家1戸当たりの酪農所得の推移



出典：農水省「畜産物生産費」より作成

注1) 1999年から年度

2) 農業就業者数は、北海道2.7人、都府県2.3人（平成25年度）

3 農山村の荒廃が都市災害にも直結する恐れ

日本農業が抱える問題は、①担い手の減少・高齢化、②耕作放棄地の増加など農地の荒廃、③農業生産の減退、などによる農山村の衰退とまとめることができるだろう。TPP合意によるさらなる農産物輸入の増加や、人口減などによる消費の減退により、米を中心とする耕種農業は生産縮小を余儀なくされると思われる。その結果、今後中山間地域を中心に耕作放棄地が増加し、林業の衰退と相まって、農山村の荒廃は加速度的に進行する恐れがある。近年では野生鳥獣の急増によって農林地の荒廃に拍車がかかっており、集中豪雨の頻発もあり、土砂崩れや洪水によって都市災害にもつながる状況が現実になっている。

4 日本農業を維持し、農地を守るには畜産的利用が最適

荒廃農地の再生を行い、耕作放棄地の増加を阻止するには、放牧や飼料用イネ、飼料用米を含めた飼料作物の生産などの農地の畜産的な活用が最適である。鳥獣問題の解決方向は、間伐の徹底による下層植生の再生や混牧林化による鳥獣の生息域の整備とともに、放牧などによって耕作放棄地を再生し、鳥獣の棲息域と集落との間の

バッファゾーンを整備することが有効だろう。中山間地域は住民の高齢化や減少が進んでいることから、放牧など省力的な手段による農地管理が適している。

また、平場農村においても、食用米生産によって現在の水田を維持することが困難な状況では、水田機能を發揮でき、輸入飼料に代替可能な飼料用イネや飼料用米の生産を増加することが必要である。食料自給力の向上や国土保全、安全保障のためには、少なくとも現在の農地四五〇万haの維持が不可欠である。

5 政府がとるべき施策の展開方向等について

(1) 経営のセーフティネットとしての所得補償制度の設立
・ 充実

酪農政策はWTO対応で二〇〇〇年に大幅に変更され、それまでの加工原料乳地帯（北海道）の酪農経営に対する所得補償的な制度から、固定支払いの制度になった。このため、飼料価格の高騰などによる所得低下や変動に対応できないものとなっている。来年度からこの生産者補給金制度を拡充して、バター、脱脂粉乳、チーズ以外に生クリームなどを含めすべての加工原料乳を対象に同額の補給金とするなどの改革が図られようとしている。しかし、生産基盤の脆弱化が進む飲用乳地帯である都府県酪農には、直接的な恩恵がない。TPP対策以前

に、生産基盤の崩壊を防ぐには、セーフティネットとしての所得補償制度が必要であろう。

米国では一四年農業法により、酪農について乳代と飼料代の差額が生乳一〇〇ポンドあたり四ドル未満（一キログラムあたり約一〇円）の場合は生産者の掛け金なしで、同八ドルまでは掛け金ありで、補填する一種の所得補償制度が導入された。

日本でも肉用牛や養豚経営には、所得補償制度が農水省の事業として存在し、今回のＴＰＰ対策により付保割合の引き上げや法制化が検討されているが、酪農のみがこうした対策がとられていない。酪農にも同様な基金制度を創設して、安心して経営できるセーフティネットとする必要がある。また、肉牛や養豚経営に対する所得補償制度においても、基金枯渇時にも補償がなされるのか、また掛け金自体が高くなって生産者の負担が大きくなるのではないかといった危惧がある。また、配合飼料価格高騰などによる経営悪化時の資金繰りが適切に行われるように、融資制度を組み合わせるとともに、地域別の補償とし、全国各地に広く酪農家が存続できるようにすべきである。

(2) 農地を荒廃から守り、自給飼料生産を振興するための農地直接支払制度の導入

酪農には生乳供給のみでなく、農地の維持管理を担う

という機能があり、農山村の疲弊による農地の荒廃を防ぐためにも、酪農が全国に存在できる環境づくりが肝要である。現行の政策は飼料用イネや飼料用米の生産振興も含め、米生産の観点からの政策であり、畜産生産の立場に立ったものと言えない点も多い。畑作でも飼料作は麦、大豆に適用されている直接支払の対象になっておらず、また中山間地域等直接支払政策でも、水田と畑、放牧地では助成金単価が大きく異なる。農地の維持や耕作放棄地の再生には、放牧も含めた畜産の利用が最適である。輸入飼料に依存した酪農畜産から自給飼料に基づいた酪農畜産への転換を促進するためにも、地目による支払単価の格差を小さくし、現行の環境支払や中山間地域等直接支払、伝統的酪農経営支援事業などの直接支払制度の整理・統合を検討し、農地の畜産的活用の観点に立った直接支払制度の全面的な展開が望まれる。

(3) 配合飼料基金制度の抜本的改革

自給飼料に依拠した足腰の強い酪農畜産の奨励には、上記の農地に対する直接支払とともに、輸入穀物への依存を誘導している現行飼料基金制度の廃止、所得補償制度への統合も必要だろう。配合飼料基金の問題点としては、①債務超過の状況になっている。②契約不更新の場合に返還義務があるので事実上、補填金は簿外債務であるが、収益に計上しているため収益性が高い農家の税金

が高くなる。また加入者別の借入相当額については明らかにされていない。③基金加入者は、国産粗飼料増産対策事業、草地生産性向上対策事業、酪農環境負荷軽減支援事業など農水省事業への参加に際し、加入継続が要件となっている。④配合飼料の購入量に応じた補填となっており、自給飼料の生産拡充と整合性のとれた制度となっていない。⑤飼料価格の激変緩和としてはある程度意味があるが、高止まり時には補てんされないなど、効果ある補てんがなされていない。⑥通常補てん基金には国の拠出金がないので、生産者のメリットは少なく、この基金は生産者とメーカーの拠出であり、メーカーは配合飼料価格に負担金を転嫁するので最終的には生産者もちの構造と言える。が挙げられる。

(4) 飼料用イネや飼料用米の地域内利用のための家畜飼養奨励政策

飼料用イネ、飼料用米は生産地域で活用することが最も効果的だが、生産地域内での家畜頭数が減少し、流通経費が増高するなどの問題が指摘される。地域内での耕畜連携推進の観点から、飼料用イネ、飼料用米生産者・生産組織における牛、豚などの家畜飼養の奨励政策が望まれる。これは経営の立体化による新規就農者の受け皿確保にもつながると考える。

(5) 乳価交渉力の向上による適切な乳価実現のための組織再編と余乳処理体制

国の「生乳取引のあり方等検討会」は、一六度から乳製品と生乳の入札制度を導入することを決めた。現在の乳価交渉は、生産者団体と大手乳業メーカーとの間で進められている。鈴木宣弘・東大教授らの試算によれば、その力関係は生産者とメーカーは○対○・九から○・五対○・五だが、メーカーと量販店では○対一であるという。圧倒的なバイイングパワーの下での乳価交渉が乳価を抑制的に決めていく。こうした現実には日本だけでなく、世界中で見られる。EUの執行機関である欧州委員会のユンケル欧州委員長は一五年九月九日の演説で酪農経営の苦境に関連して、「酪農部門における小売りの寡占体制を打破する必要がある」と述べている。

日本でも二〇〇〇年の酪農乳業改革で、それまでの各県ごとの指定生乳生産者団体制度を全国一〇ブロックに統合したが、生産者の乳価交渉力が向上したとは言いがたい。NZは輸出独占体であった半官半民のデイリーボードを米国などからの批判で廃止した後、巨大酪農協同組合会社フォンテラをつくった。同国の生乳生産の九五%を集乳することで、実質的な輸出独占体を維持し、強い交渉力を維持している。

欧米でも量販店のバイイングパワーに対抗するため、

討論

協同組合系も含め乳業メーカーの合併再編が進んでいる。酪農家戸数が減少する中で、生産者組織の再編は合理化のためだけでなく、乳価交渉力を高めるための組織再編が必要である。この点は生産者が自ら取り組むべき課題ではあるが、国も生産者組織の再編を支援するとともに、時期的に発生する余乳を乳製品に加工処理するこ

とで値崩れを防ぐことに助成することが望ましい。この点は米国も同様な措置を行っている。現在「国産乳製品供給安定対策事業」（五億円）が実施されてはいるが、その処理量の増加と委託加工費の半額助成ではなく、市場隔離に必要な金利保管経費も含めた助成とすることが必要だろう。

金泰坤（司会） お二人の先生、報告ありがとうございます。それでは、韓国側から、黄明撤先生からコメントをお願いします。

コメント

韓国農協中央会

畜産経済リサーチセンター長

黄明撤

韓国と日本の市場開放の相違

黄明撤 お二人の発表ありがとうございます。小林先生の農耕地利用の発表は大変関心がありました。

禹先生から、韓国の畜産問題について、輸入市場開放のショックは、アメリカでの生産減少、中国での消費量増加により思ったより少なかったといわれましたが、韓



**黄明撤 韓国農協中央会
畜産経済リサーチセンター長**

増えていることが、ショックを和らげている一つの要因であると思います。一方、懸念されるのは、小林先生からの話で、牛乳などの消費量が減少するのではないかという指摘です。韓国がこれまで畜産物の消費量を伸ばしてきた構造が変わるのではないかとこのことを十分に考慮しなければならぬと思います。

市場開放による需給の問題、経営安定の問題、そして政策の失敗とか、非常に多様な問題がありますが、市場

国内でショックが少ない理由は、畜産物の消費量が未だに伸び続けていること、一人当たりの牛肉・豚肉・鶏肉の消費量が

開放の程度、国内の政策においては、日本と韓国では非常に差があるとの認識のもとで、これから、韓国の政策を作る際に、日本を参考にしつつ共に悩んでいかなければならないことについて申し上げます。

まず、市場開放における韓日の差です。韓国の場合には開放のスピードが非常に速く、加えて無関税化（関税撤廃）を考えています。日本のTPP合意での牛肉は関税三八・五％を一五年間で九％に下げ、一年あたり一・八％の関税引き下げです。韓国の場合、韓米・韓豪FTAでは、四〇％の関税率を一五年目以降ゼロ％にするこ

とで合意しています。これは年間約二・七％、日本より一ポイント速いスピードです。市場開放によるショックは、日本より韓国のほうが大きいと思われます。これに対する国内対策ですが、畜産関連予算の状況をみると、禹先生の発表では、畜産予算のほとんどが品質競争力の強化に向けられています。一方、日本は経営安定対策に約六五％使われており、その意味では、国内対策の差、対策予算の違いが存在します。金額ベースで、日本は二六八一億円、韓国は一六〇〇億円ほどで日本の六割程度です。ただ、人口規模や畜産業の生産額を基準にすると、必ずしも韓国が低いとはいえません。これをどのように割振り配分するかです。

日本の政策で参考にすべきもの

日本の政策で参考にしたいのが、経営所得安定対策です。今後の経営ショックに備えて、農家の経営所得を安定、充実させるため、日本のような経営安定対策を模索する必要があります。

つぎに、日本ではチーズの関税枠の輸入制度がなくなるのが残念ですが、韓国自体にこの制度がないことが残念です。チーズの原料を輸入するとそれに対応して国内産が使え、日本の抱き合わせ制度を韓国で積極的に導入することを検討すべきと考えます。

つぎに、家畜の病気、伝染病の発生により、牛肉の需給に大きな影響が及んでいます。家畜の病気発生は事前予防が何よりも必要です。韓国では日本とは異なるものの家畜共済制度があります。日本の制度を参考にしているものの、家畜の病気に対するものではなく、家畜の死亡に対する補助・助成となっています。家畜の病気・伝染病について補完できるようにしていければと考えます。日本には、家畜共済があり、普段から地域に獣医さんが配置され予防対策を行っています。韓国でもそのような制度が今後必要と考えます。

消費動向にあわせた農耕地資源の再配分

小林先生から指摘された農耕地の畜産的利用の必要性です。食卓の変化、需要と供給のミスマッチをなくすこ

とが必要です。米よりは畜産物の消費が増えています。最近のデータでは、韓国の米消費量は毎年一・八kg程度減少しています。一方、牛・豚・鶏の畜産物は毎年〇・四kg程度ずつ増加しています。牛肉の場合〇・二%増えています。これは国産ではなく輸入肉の増加によるものです。

米の消費拡大といっても、現在の減少傾向は簡単に歯止めが掛からないと思います。ただ、米の過剰問題と関連して考えると、農耕地資源を国民の食生活の変化に合わせて再配分し利用するなど、農耕地の畜産利用にもっと関心を持つべきと考えます。課題は、輸入する飼料作物との価格のバランスです。大規模化とコスト削減の努力、また中山間地における飼料用米の作付けなど、様々なコスト削減を考えなければなりません。

最後に、お二人に質問です。禹先生から、牛肉は品質の高級化に対応してきたが、大衆から牛肉が離れているのではないかと話がありました。それに対する安定対策についてどうすべきか、うかがいます。

小林先生には、日本における農地の畜産的利用に対する阻害要因として何があるのか。また、その解決策について、うかがいます。

コメント

国際農政研究所代表 服部 信司
 韓国の牛肉の関税撤廃について



服部信司氏

服部 禹先生、報告ありがとうございます。韓米FTAが大分前に締結されていることから、その影響が畜産においてもかなり出ているのだらうとの印象を持っていましたが、今のお話をうかがえばそれほど影響は出ていない。むしろ、牛肉の関税がゼロになる二〇二八年に向けて、これからその影響が深刻化するとのお話を聞かせていただき、韓国の畜産の現状に対して認識が深まりました。いくつか分からない点がありますので質問させていただきます。

一点目は、韓米FTAにより牛肉は二〇二八年に関税ゼロになるということですが、その場合、関税の段階的な削減が、どのような段階を経て関税ゼロになっていくのか。そのスケジュールについてうかがいたい。

韓国の牛乳の需給調整について

二点目は、牛乳について、生産費連動制度という経営

安定対策になっていくというお話でしたが、その生産費連動制度では、どの程度生産費と連動している中身になっているのか、うかがいたい。

三点目は、無許可畜舎が四〇%に上るとのお話でしたが、牛乳・搾乳について無許可なのか、それ以外の肉の肥育なども該当しているのか、うかがいたい。

四点目は、生乳について、全国単位の需給調節制度を導入するとしているが、地域ごとの原乳クォーター制では、地域ごとに公平性が保たれないからなのか、うかがいたい。また、牛肉のマープリング等級体系に対する反発が高まっているという指摘がありました。それでは、消費者はマープリング中心の等級体系ではなく、どのようなものを望んでいるのか、うかがいたい。

最後に、韓国政府が牛乳の消費拡大・維持に向けて「消費割引」イベントを行ったことのお話でした。政府自ら率先して消費拡大に向けた取り組みを行うことは日本ではあまりないので驚きました。その取り組みの効果がいかほどあったのか、その後どう総括をされているか、うかがいたい。

金泰坤（司会） それでは、討論に入ります。まず、小林信一先生から、回答をお願いします。

農地の畜産的利用の阻害要因

小林 質問ありがとうございます。お答えする前に



小林信一氏

ひとつ申し上げておきます。

畜産物の消費について、韓国では一人当たり消費が伸びていくというお話でしたが、日本では考

えられません。日本では、二〇〇〇年以降、ほとんど全ての畜産物の消費が横ばいまたは減少しています。人口減少により総消費量が減少し、一人当たり消費量も減少するということが、畜産部門で大きな制約になっています。これがいざれ韓国でもそうなっていくのか、それを突破して欧米並みに消費量が増えていくのかということに、非常に関心を持っています。そのことは今後相互に研究していければと思います。

農地の畜産的利用を阻害する要因はいったい何があるかということ、いくつか指摘します。

政策的問題では、現行の農業政策自体が米中心となっていることだと思います。具体的には、中山間地域の直接支払制度がありますが、これは、平地農業地域との生産性の差を埋めるために、中山間地域の集落協定を結んだ地域（集落）に直接支払いを行うものです。例えば、水田として米を作る場合と、水田をやめて特に畦畔

を崩して畑地・放牧地にする場合とでは、交付金が半分あるいは一／一〇になってしまいます。水田の場合は、一〇a当たり二万一〇〇〇円、水田ではなく畑地・牧草地とした場合はその半分の一万円。さらにそれが採草放牧地となると、交付金単価がまた一桁違うことになり、農家としては水田のまま使うことになり、畜産的に利用することはなくなり、そのことが阻害要因ということになります。

また、平場においても、水田に飼料用稲(WCS用稲)を作る場合は、一〇a当たり八万円の助成があります。飼料用米の場合は一〇a当たり収量に応じて五万五〇〇〇円から一〇万五〇〇〇円の助成となります。しかし、水田にデントコーン(飼料用トウモロコシ)を作る場合は、三万五〇〇〇円しか交付金がない。畑作においては飼料作物のデントコーン(飼料用トウモロコシ)を作っても、何ら補助はありません。また、畑地に麦・大豆・ソバを作ると畑作物の直接支払いがありますが、飼料作物を作っても何ら助成はありません。これは、飼料作物は、迂回生産ということで、それ自身が商品作物ではなく、酪農や畜産を通じて価値が実現するのだから、補助しないと政府はしています。神山先生も指摘していました、それ自体が問題です。畜産的な土地利用がないがしろにされていると、われわれは思っています。

飼料用米をめぐる問題

もう一つは、飼料用米に対して生産振興策がとられ補助金が支払われていて、八万haあります。服部先生も指摘したように大きな問題もあります。例えば、飼料用米を使う場合に日本では不合理なことをやっています。具体的には、日本海側で生産された飼料用米を、太平洋側の飼料工場まで運んで、そこで配合飼料にして、それをまた、日本海側に運び畜産農家が使っています。当然、流通経費がかかります。飼料米1kg当たり二〇〜三〇円で売買されますが、流通経費で飛んで消えてしまいます。

われわれは、地域で生産した飼料用米をその地域で使うことによって、流通経費を削減・軽減する。耕種農家が生産したものが少しでも耕種農家の所得になるような方式を推し進めようとしています。

この場合に、大きな問題は、米を作っている地域に牛や豚がいなくなってきたことです。米を作っている地域と牛や豚を飼養している地域が分かれており、結局、流通経費がかかるということです。現在、酪農や畜産が減少していますが、特に米作りの地域での家畜頭数の減少を問題にしています。そこで、集落営農が飼料用米を作ると同時に、牛や豚を飼養することができないかということ提案しています。

韓国の酪農・畜産をめぐる問題

金泰坤（司会） 次に、禹炳準先生からコメントに答えていただきます。

禹炳準 服部先生、韓国の畜産問題への質問、ありがとうございます。まず、韓国における牛乳の消費拡大の方法ですが、これは非常に難しい問題です。個人的な見解はありますが、多く時間を要するのでまた別の機会にお話しさせていただきます。

二つ目の牛肉の関税削減の課題です。韓米FTA以前の牛肉の関税は四〇％でしたが、その関税率を一五年間でゼロ、年間二％程度ずつ、段階的に下げることになります。

もう一つの乳価の生産費連動制度についてです。牛乳生産費は韓国統計庁から毎年発表されており、それに基づいて物価上昇率を反映させ、基本的な乳価を決めることとなります。乳業メーカーが乳価を算定する問題をめぐるとらブルがあり、政府も介入して常識の範囲内で決められています。それに対して多くの不満があり、修正が必要という状況になって



禹炳準氏

います。

無許可畜舎については、韓国の建築法上の問題です。建築許可を取らずに分離されている畜舎をなくしていくということですが、上水源の近くに畜舎があることから、その問題を解決するために、無許可畜舎をなくしていかなければならないということです。今更それを問題にするのかということですが、もともと許可されている畜産経営が経営規模を少しずつ増やして、許可されていた畜舎が無許可に転じてしまうこともあります。小規模の無許可畜舎が、経営規模拡大で大きくなったということもあります。

マープリング等級制度の問題ですが、マープリングとえば、牛肉に対する脂肪のかがりかたが重要となります。一部の消費者団体から、「どうして脂肪がかかる肉を高く売るのが。無理して牛を太らせているのではないか。なぜ脂肪をありがたがるのか」などの声があり、それに対して消費者も敏感に反応して、等級制のあり方に異論が出されています。

牛乳の「消費割引」制度

牛乳の消費拡大のための割引制度ですが、政府自身が予算をつけたわけではありません。政府が量販店の経営者と話し合い、基金をつかってそれを量販店とマッチさせて、牛乳の割引のイベントを誘導したということでは

す。量販店に割引額を補ってんして埋め合わせるかたちでイベントを行いました。

少子化が進んで、牛乳・乳製品や畜産物の消費動向が今までのようなかたちで続くとは思えません。今までは生徒が学校給食で牛乳・乳製品を消費していました、少子化が進むことにより消費総量も減少し、一人当たりの消費増も見込めなくなります。これまでのような畜産物の消費増がどこまで続くのかは、疑問に思っています。

現実合わない韓牛制度・酪農制度

(会場から) 酪農経済研究所の趙です。日本の政策に比べて、今まで韓国では韓牛に対する具体的な政策はなかったのではないかと思います。韓国と日本の牛の飼育頭数の傾向を見ると、韓国は非常にばらつきがありますが、日本は安定しています。牛は生育のサイクルが長いので、市場のサイクルにあわせると、政策を講じても子牛価格や牛肉価格は安定価格以下になってしまふ。そうなるから次の対策が講じられても遅い。日本の経営安定制度を参考にしていても、日本の制度は一九六〇年以降半世紀にわたり国家として実証されてきたものです。問題は、韓国が日本の制度を真似ていてもその内容を理解していないのではないかということです。これまで子牛生産の安定性など何もなく、政策の理論性

もありませんでした。まさにこれまでの政策の失敗であると申し上げたい。

酪農制度における価格連動制度についても、誰もが現実と合わないといっています。なぜこのような政策となつたのか。これは生産者と乳業会社との葛藤の中で、ひとつの対策としてできた制度です。この連動性は加工原料乳を対象にすべきであり、消費が低下している生乳生産全体と連動させることは論理に合いません。いま酪農制度から改革しなければならぬと思います。

禹先生から「合意を通じて」との話がありました、合意だけではなく法改正しなければなりません。そのために改革は必要であり、日本の政策を十分に参考にしながら、韓国における制度を作ってほしいと思います。

実態に即した酪農・畜産政策を

金泰坤(司会) ご意見に対しては総体的に賛成です。

なお、韓牛の生産費が一番大きな割合を占めるのは何なのか。飼料価格を安定させることができないことによって、子牛の価格を安定させることしかできなかったということですか。何を優先させるべきかをさらに検討し、政策に生かしていかなければならないと思います。

短い時間でしたが、韓国と日本の酪農・畜産の実態を比べる中で、相違点や差が明らかになったと思います。ありがとうございました。

第Ⅳセクション

韓国と日本の農協問題

司会 服部信司（国際農政研究所代表）

韓国農協中央会の事業構造の改編と 経済持株会社の課題¹

— 二〇一六・五・二〇農協法改正立法予告案を中心に —

地域財団理事長／忠南大学

名誉教授

朴^{パク} 珍道^{ジンドウ}

1 はじめに

韓国政府は二〇一一年三月農協法を改正し、農協中央会が一〇〇%出資した農協経済持株会社と農協金融持株会社を設立し、農協中央会の金融事業は、金融持株に、経済事業は、経済持株に移管することにした。この法律に従って、二〇一二年三月中央会の金融事業は、金融持株会社に完全に移管された。しかし、経済事業は順次的

に移管とすることにし、農協中央会経済事業の中の販売・流通関連事業は二〇一五年二月までに、残りの経済事業は二〇一七年二月までに移管することにした。

二〇一六年五月、農林畜産食品部（略称…農食品部）は農協中央会経済事業の二〇一七年二月の完全移管を前にして、農協法修正案を立法予告した。農食品部は農協法改正の基本的な方向を次のように提示した。第一に、農協中央会は組合指導・支援機能に適するよう運営規定

を補完する。第二に、経済持株は、市場対応に適して運営されるよう農畜産物の販売と組合経済事業の協力など基本的な規定以外は自律経営を尊重する。第三に、一線組合は、経済事業をよく利用する組合員が中心となって事業や組織が運営されるように改善する。第四に、農協の経営の透明性を確保するため監査機能を強化する。これらの基本的な方向に即して①一線組合の育成を中心に中央会運営構造の確立、②市場対応に適した経済持株の運営構造の確立、③経済事業利用者中心の一線組合運営システムの構築、④農協経営の透明性強化を推進する。

農食品部の立法予告案について農民団体、農民組合員、地域組合長、更に農協中央会内部からも批判的な見解が示されている。ここでは、農協法改正案がこれまで農協中央会（1中央会—2持株会社）体制が持っていた問題点が果たして解消可能であるかどうかを検討した後、農協中央会と経済持株の正しい発展方向案を提示する。

2 農協法改正案の主な内容

— 争点と評価 —

1) 農協中央会の経済事業の完全移管と機能の調整

① 農食品部の改正案の関連内容

農協中央会は二〇一七年二月までに経済事業を経済持

株会社に完全移管し、農協中央会の役割を会員組合の育成を中心に改編する。このため、中央会が会員組合に対する指導・支援の役割に集中できるよう中央会理事會に組合発展計画を樹立・運営・議決することができる機能を新設する。組合発展計画には、組合の財務の健全性の強化と指導、組合の役員資格基準・教育、無資格組合員の管理などが含まれている。同時に、経済事業の移管後は中央会理事會の議決事項は中央会が直接実行する内容に限定する。

② 争点

第一に、巨大持株会社である農協中央会が経済事業を移管するとして、非事業的機能のみを担当する本来の中央会にかえられるのか。

第二に、中央会理事會に組合発展計画の樹立・運営・議決機能を新設することが会員組合の発展に役立つのか、それとも中央会の会員組合の統制だけ強化するの

③ 評価

第一に、農協中央会は自身が一〇〇%出資し設立した金融持株と農業経済持株を抱える持株会社であり、子会社の名称使用料と配当金を主な収入源とする。したがって子会社の経営には何の干渉をしないというのは、論理的に矛盾している。

第二に、中央会が会員組合の上に君臨する現体制の問題点を改善しない限り、農協中央会の組合発展計画は、組合に対する統制のみ強化することを懸念する会員組合の声が大きい。

2) 農協中央会長の権限縮小と中央会長の理事会での互選

① 農食品部の改正案の関連内容

現在農協中央会長は、非常任で経営・人事などを執行する権限がないにもかかわらず、選出役員という理由で、経営に直接関与している。農協中央会の経済事業が完全移管され、中央会の業務権限が縮小され、中央会長が非常任で事業に対し責任を負わない状況で、選挙による選出は、その権限に比べ過大な費用が発生するため、理事会互選制に転換する。これにより、理事会中心の協同組合の意思決定構造を強化する。

② 争点

中央会長を理事会で互選することについては、農民組合員の反発が非常に大きい。農協中央会長の選出方法は、一九六一年五・一六軍事クーデター後、「協同組合役員任免に関する臨時措置法」(一九六二年)以降、一九八八年までほぼ三〇年の間、大統領任命制で運営されてきた。一九八七年の民主抗争の成果として、大統領直接選挙制が貫かれ、臨時措置法が廃止され、農協中央会長と組合長の直接選挙制が法制化した。以後、組合長の

直接選挙で中央会長が選出されたが、二〇〇九年の農協法改正により、代議員間接選挙制に変更された。

農民組合員は、「中央会長の直接選挙制」を農協民主化運動の成果であると認識し、代議員間接選挙制から「農民組合員の総意が反映された組合長の直接選挙制」へ転換することを要求している。今回の立法予告案は、農民組合員の立場から見れば代議員間接選挙制よりも後退したものである。

中央会長の理事会での互選は経営陣による代理人の問題が深刻化すると懸念を生んでいる。

③ 評価

現在、中央会の理事会は、中央会の企画室をはじめとする経営陣が思い通りにし、理事たちは「挙手機」の役割以上のことができないうという批判がある。このような状況では、中央会長の理事会互選は、中央会長の役員及び幹部職員に対する統制力を弱化させ、農協中央会が今以上に役員のための組織になるとの懸念を生んでいる。一方、農協中央会長の代表性を弱化させ対政府農政活動を大きく萎縮させるものであり、農協中央会に対する政府の支配統制力が強化されるのではないかという懸念がある。これは、現在の公企業や更に民営化された公企業や金融機関の長を理事会で選任する過程で、政府が巨大な影響力を行使している現実を見ると、単純な懸

念で終わらないだろう。

3) 農協経済持株会社の支配構造

① 農食品部の改正案の関連内容

経済持株の設立目的を「事業の専門性の強化を通じた会員の利益貢献」と明確にする。これにより、既存の中央会が行っていた事業を会員組合と共同で実施して共同の利益を増進する。また、経済持株は、会員の経済事業を萎縮する事業はできないように禁止して、農畜産物の販売活性化計画を樹立・運営しなければならぬ義務があり、会員組合の系列化を通して、市場対応力を強化する。経済持株会社が農畜産物の販売事業と関連して組合と経済持株・子会社間の葛藤が大きくなる恐れがある。これを防止するため、経済持株が協同組合企業として組合と連携ができるよう経済持株の理事会に中央会理事と兼任（全体理事の一／二）する組合長理事を置く。

② 争点

第一に、現行の農協法第一三四条第二は、「農協経済持株会社は……農家と組合の経済活動を支援し、その経済的地位の向上を促進するものとし、農家と組合の利益に貢献しなければならぬ」と規定している。しかし、現実では農協の経済持株会社は、組合事業と葛藤をもたらしめている。経済持株の設立目的に「会員の利益貢献」を追加すると何が変わるのであろうか。

第二に、経済持株理事会に中央会の組合長理事を兼任するようになることは、中央会の経済事業を持株会社に移管して中央会は「会員組合の育成」にのみ専念するという法改正の趣旨に合っていないのではないか。

③ 評価

第一に、農協中央会の支配構造は（会員組合↓中央会↓経済持株↓子会社）の屋上屋の構造で会員組合が経済持株と子会社の事業を制御することができない。経済持株会社が中央会の事業の専門性を強化するかは分からないが、株式会社の属性上、経済持株及びその子会社の経営成果（利潤）を重視するしかなく、会員組合との葛藤は避けがたい。経済持株が会員の利益を侵害した場合、それに対する罰則条項がない。したがって農協法第一三四条は宣言以上の意味を持たない。

第二に、経済持株理事会に中央会の組合長理事を兼任することは、中央会が経済持株の経営に干渉する通路として使用されるという懸念がある。中央会が会員の組合を制御し、中央会が一〇〇%出資して経済持株を設立した状況で、組合長理事たちがどのくらい自分の声を出すことができるのだろうか。現在も会員組合長が経済持株の理事を歴任しているが、経済持株が会員の利益のために運営されていない。現行の農協中央会で組合長理事たちが自らの役割をはたせないのに、その組合長が経済持

株に行つて、自分の役割をはたすことができるのだろうか。むしろ経済持株の理事を兼任している組合長を介して中央会に自分の意思を貫く手段として活用される可能性も排除できない。

4) 畜産経済事業特例条項（略称：畜経特例）の廃止

① 農食品部の改正案の関連内容

二〇〇〇年の農協法改正時、農協中央会と畜産協同組合中央会を統合しながら、畜産経済事業特例条項（現行農協法第一三二条）を置いた。その内容は、①中央会畜産経済代表は、畜産協同組合組合長代表者会議で推薦代表権）、②既存畜産協同組合中央会の経済ビジネス財産は別途管理（財産権）、③人事調整が必要な場合、農畜間に衡平を保つ（人事調整権・人事権）、④事業計画樹立時に自律性と専門性を確保する（事業権）などの四つの項目である。農食品部の改正案は畜経特例を法で強制せずに、経済持株の定款で自律的に定めるようにすることにより、実質的には廃止した。

② 争点

畜経特例の廃止は、畜産関連の組合の強力な反発を呼び起こしている。これは、今回の改正案の最大の争点の一つである。

畜経特例の廃止に反対する側の論拠は次の通りである。第一に、畜産特例条項は、二〇〇〇年農協の中央会

と畜産協同組合の中央会との統合の前提という点から、畜経特例の廃止は憲法不一致という問題をもたらす。第二に、畜産経済の専門性と自律性を生かすためには、畜経特例を維持する必要がある。第三に、畜産組合の九八・五％が特例条項の維持を望み、七五・〇％は特例条項の維持が経済持株システムの最優先課題だと考えている。第四に、このように支配構造の争点を解決する最善の方案は、農業経済持株とは別に畜産経済持株を設立することである。

これらの反対の主張に対して、賛成している側は第一に、畜産産業の専門性と代表性を確保するために畜産経済持株を別に設立すべき根拠が明確でない。第二に、畜産経済持株を分離することは、多額の費用がかかり、中央会内の資源配分に非効率性が発生ことになる。第三に、農業経済事業と畜産経済事業が相互に協力し経済事業を活性化することが必要であるなどの論理を展開している。

③ 評価

第一に、畜経特例は、二〇〇〇年の農畜協中央会の強制統合の過程で、畜産組合の反発を鎮めるために導入された一種の変則条項である。農業経済代表は、理事会の推薦で選出しながら、畜産経済代表だけ畜産組合長が選出するようにしたのは、相互に矛盾している。

第二に、畜産経済持株を分離すると、畜産業の専門性

と代表性が確保されて畜産組合と組合員の利益に奉仕するという保証はない。経済持株会社が会員組合と競合しながら株式会社として自分の利益の最大化を追求して会員組合と農民組合員の実益増大にあまり貢献していないのが現実である。畜産経済持株が畜産組合と組合員の実益増大にどのように貢献するのかについて説明なしに畜産経済持株の分離を主張することは、上層既得権者だけのリーグになる可能性がある。

第三に、農業経済と畜産経済の協力と融合も重要である。農協の産地流通と卸売段階では、農業経済と畜産経済の専門性を独自に確立することが可能だが、食品産業と小売流通領域では、農業経済と畜産経済の協力と融合が重要な成功要因だという主張が妥当性を持つ。

第四に、畜産業の専門性と代表性を確保する方案として最善の方案は、畜産経済持株の設立ではなく、畜産品目別連合会（養豚連合会、韓牛連合会、酪農連合会など）を設立することである。

5) 農協経営の透明性の強化

① 農食品部の改正案の関連内容

第一に、中央会の監査委員長・組監委員長は、外部の専門家を選任するようにし、監査の透明性・独立性を確保する。

第二に、一定規模以上（大統領に委任）の組合は、専

門性を持つ常任監事を義務的に導入する。

第三に、組合監査委員会の議決事項（会員に対する監査方法と計画）を農食品部長官に義務的に報告するようにし、農食品部は、監査規定の変更を要求することができる。

第四に、非常任組合長の事業執行権（教育支援・経済事業）を認めた例外条項を削除する。

② 争点

第一に、中央会の監査委員長・組監委員長を外部の専門家から選任すると、監査の透明性・独立性が確保されるのか。同様に一線組合に常任監事を置くことによつて、監査能力が高められるのだろうか。韓国公企業の常任監事が正常に動いていない原因は何であるか。

第二に、所有と経営を分離するという趣旨で、既に導入された「非常任組合長―常任理事」システム³が正常に動いていない理由は何であるか。

③ 評価

第一に、外部監事の専門家の選任が本質ではない。外部監事の専門家の選任に反対する理由はない。しかしながら、協同組合の監査権限をすべて外部者に任せることは望ましくない。中央会と会員組合の内部から、日常的に事業を評価し、監査することができるよう代議員会と理事会を活性化することが重要である。

第二に、非常任組合長の権限の削除は、見直しが必要である。現行の非常任組合長は、事実上、常任組合長と同じ権限を行使しながら連任制限の規定（常任組合長の連任は二回に制限）がないとの批判がある。また、農村組合の現実では、たいていの常任理事は、中央会退任、職員たちの定年延長手段として活用されているという批判もある。したがって、現行法の「非常任組合長―常任理事」システムについての調査研究を先行した後、改善策を模索するのが良い。

第三に、組合監査委員会の議決事項の農食品部長官への報告の義務化は、政府の干渉を増大させる危険性がある。

3 韓国農協中央会改革の展望

今回の農協法改正案は、これまでと同じように原案通り可決される可能性が高い。ただし、農協中央会長の理事会互選は、農民組合たちの反発が激しいため、その結果は明確ではない。農協法改正案が通過されると、農協中央会で信用事業と経済事業が農協金融持株会社と農協経済持株会社に分離され（1中央会―2持株会社）システムが二〇一七年二月に完成するようになる。これまで農協中央会に対する批判は、次の四つの点に集中している。第一に、中央会が会員組合を制御（君臨）し、第二

に、中央会事業が会員組合の連合事業ではなく、中央会自体の事業が中心であり、第三に、中央会の事業は、信用事業すなわち金融事業が中心になっており、第四に、中央会が政府統制下で自律性を喪失している。果たして新しい農協中央会システムは、これまでの問題点を解消して、「会員の共同の利益増進とその健全な発展を図る」（農協法第一一三条）ことができるのだろうか。

第一に、信用事業と経済事業を持株会社に移管することにより、農協中央会そのものは非常にスリム化される。しかし、農協中央会は二大持株を抱える巨大持株会社であるだけでなく、相互金融事業は、金融持株ではなく、中央会が直接実施する。また、教育支援事業を通じて会員組合に対する統制力は依然として残っている。したがって農協中央会が会員組合の上に君臨して制御する問題は解決されないだろう。

第二に、（1中央会―2持株会社）システムは、農協中央会の改革のためのものではなく、農協中央会自体の事業の専門性と効率化のための措置である。持株会社の設立以降、金融持株あるいは経済持株と会員組合との葛藤が深刻化している。これは、金融持株と経済持株に対する会員組合の制御が適切に働いておらず、二大持株の事業が会員組合の連合事業ではなく、農協中央会自体の事業（利潤）が中心になっている構造では避けるのが難

しい。

第三に、農協中央会は二大持株会社と子会社の名称使用料と配当金を主な収入源とする。したがって持株会社の経営不振は、農協中央会と会員組合の危機に転化する可能性が高い。最近の金融持株の子会社である農協銀行が投資の失敗で大きな損失を被って、名称使用料の引き下げをめぐり、農協中央会との葛藤をもたらしている。

農協経済持株は、独立した資本金を確保することで、過去に比べて経営の安定を期しているが、市場での民間大型流通チェーンとの競争で優位を占められず、経営上の不安定性を露呈している。二大持株の経営不振のため、農協中央会は今年末に赤字決算の危機に瀕しており、その負担は、会員組合へ転嫁される。

第四に、今回の農協法の改正で、農食品部の農協に対する監督と統制力が強化され、農協の自律性は、弱体化される見通しである。農協中央会の組合監査委員会は、会員への監事の方法と計画を農食品部長官に義務的に報告しなければならず、農食品部は、監査規定の変更を求めることができると。また、組合の経済事業実施基準（例えば、全事業量の中で経済事業の比重が三〇％以上）を新設して（定款委任）、中央会を介して管理・監督し、継続的に実施基準を満たさない場合、組合の設立認可を取消することもできようとしている。

第五に、今回の農協法改正案は、地域の組合を経済事業利用者中心に再編するために、組合員の経済事業利用、役員の販売事業実績の義務付け、約定組合員の育成などを盛り込んでいる。これは、二〇一四年現在経済事業の未利用の組合員が四五万人（全組合員の一九・一％）、特に販売事業（組合での農畜産物の出荷など）の未利用組合員が一七二万五千人（全組合員の七三・四％）に達する現実を考えると避けられない側面がある。しかしながら、経済事業の実績がない組合員を除名することは、農民組合員の反発だけでなく、組合認可基準を下げなければ、実質的に組合員整理が難しいだろう。それだけでなく、このような措置は多くの組合が准組合員の信用事業に依存し、経営を維持している構造的な問題を解決するには役に立たない。

農協中央会と地域組合の改革は、一九九〇年代初め以降、政権交代期ごとに主要議題として推進されており、数回の農協法改正があった。しかし、中央会と組合に対する農民組合員の不満は全く払拭されていない。今回の農協法改正で農協中央会の持株会社への構造改編は完了するだろう。しかし、これは農協中央会の事業構造の効率化に貢献するかもしれないが、農協改革のための措置ではない。中央会が自体の事業組織ではなく、会員組合のための連合会へ生まれ変わらないう限り、農協中央会の

改革を求める声はさらに高まるだろう。また、農協が政府の統制を外れ、農協中央会と会員組合の特権的地位が廃止され、品目専門組合とその連合会の自由な発展を保障しない限り、農協中央会と組合の改革は、今後の二〇一八年の大統領選挙で再び政治的イシューになるしかないだろう。

- 1 農協中央会の事業構造の改編に関連した議論に関して、朴珍道、「韓国の農協改革―農協中央会の信用保険事業と経済事業の分離、持株会社を中心に―」、「農村と都市をむすぶ」、二〇一五年三月号参照。
- 2 農協法第一五九条第二項によると、中央会は、農協の名称を使用する法人に対し営業収益または売上高の一〇〇〇分の二五の範囲で総会で定める賦課率で名称使用料を賦課することができる。ただし、組合のみが出資した法人または組合共同事業法人に対しては、賦課しない。
- 3 二〇〇九年農協法改正時に総資産が二五〇〇億ウォンを超える組合の長は必ず非常任とし（非常任組合長）、一五〇〇億ウォン以上の組合には、常任理事を専門経営者として義務的におくよう規定した。



韓国と日本の農協問題を議論した第IVセッション

日本の「農協改革」をめぐる諸問題

東京農工大学名誉教授 梶井 功

1 はじめに

私は協同組合の方は専門ではありませんが、最近の日本の農協法改正が一体どういう狙いで、これがどのような影響を、さらにはどのような結末をもたらすかについてお話し申し上げます。

結論的に簡単に言いますと、今回の農協改正は、まだ仕上げが残っているといえます。と言うのは、準組合問題については、これから五年間その実績を検証した上で改めて結論を出すということになっているのですけれども、準組合問題に対して、最初から言っていた専門性を強化するというような観点から言いますと、どうも今の準組合員を排除し完全に職能組合化していくというところに力点があるような気がして仕方がありません。

その方向で行くということであれば、今の情勢から行くとますます農協・協同組合が弱っていくのではないかという感じを私は持っており、その心配があるというこ

とをあらかじめ申し上げ、お話しさせていただきます。

2 産業組合から農業協同組合へ

なぜそのようなことを問題にするかと言いますと、日本の協同組合は、戦後になってから農協法ができて農業協同組合というかたちに変わるのですけれども、スタートは一八八〇年代末に産業組合法ができて始まります。そもそもから言いますと、とくに一九三〇年代から産業組合というかたちで各市町村における協同組合として強化されていきます。

その産業組合の時代は信用事業を中心として、あわせて販売・購買事業を経営・兼営するということかたちで、戦前の産業組合は発展してきました。産業組合が一番発展した契機となった一九三〇年代に組合を強化した一番大きなファクターは、部落実行組合として団体に加入させてしまうという措置をとったことです。それで産業組合は発展してきました。

その産業組合が、戦後になって協同組合に切り替えられるのですが、当時の占領軍・GHQから農地改革の問題と関連して、農地改革後の農民の経営発展、安定的に経営を維持する組織として協同組合をつくれということがありまして、それで、農業協同組合法が制定されます。

産業組合を農業協同組合に編成替えするときに、一番問題となったのが、産業組合のときに団体加入させた部落実行組合でした。部落実行組合として団体加入している、当然に農業者以外の集落の住民がほとんど全部入るといふかたちになります。そこで、農業者以外の人も含めて構成されていた当時の産業組合をベースとして農業協同組合にしようというのが日本の農林省の考えた原案でした。それでGHQと様々やりとりが行われました。

GHQから言えば、これは本来農業者の協同的な組織をつくるのだから、非農業者がはいるのは好ましくなくい。とくに、部落実行組合として団体加入を認めるのは駄目と反対しました。それはこの部落実行組合というのは町内会と同じもので、いわゆる軍国主義翼賛組織だといふ認識だったことから、この実行組合としての団体加入は絶対に認められないといふものでした。

しかし、日本の営農の実態を考えると、農業者のみで行っているわけではなく、農道や水利などは集落の仕事として行っている側面があり、村の様々な事業なども集落

全体で行っていることから、集落内の人々も入れるような仕組みを作りたい、ということがあり、当時の農林省の知恵として準組合員という制度を案出しました。

そのような経過で、準組合員制度が作りだされて、日本の農業協同組合は、農業者の職能組合としての側面をもつと同時に、非農業者の人々と地域を豊かにしていく、安心して暮らせる村を作る地域組合として活動してきました。

これは他の国の農業協同組合とは異なります。職能組合であると同時に地域協同組合としてスタートし、今日に至っています。

3 準組合員制度

これら準組合員制度が、生活やつきあいのなかで、地域での生活をより良くしていくいろいろな共同事業を進めるなかで、非農家の人も組合事業の意味を体験的に理解してきたのです。

私が長野県の協同組合で実際に聞いた話ですが、そこでは会社に勤めている人たちも多くが準組合員になっています。ある会社に勤めている人が、その会社が勧める生命保険に入るから農協の共済から抜けようかなと奥さんに話したら、その奥さんが憤慨して、「この『むら』で生活し、協同組合が主催する集まりを通じて皆さんと

協同の取り組みをやってきている。例えば着物の着付けを教わったあと、ゆかたを着たときに貴方も「きれいだ」と言ってくれた。こういうことができたのもJ Aのお蔭なのだ。その共済から抜けるなんて言うことは絶対に許さない」と言われたそうで、ご主人もそれを聞いて考え方を改めたというお話でした。

そういう形で農協の準組合員になって地域の活動に参加することが、日本の地域における協同組合の基盤となっており、非農業者の人たちが信用事業や共済事業に加えてくれる。そして、その事業収入が営農活動にも大きく貢献してきたのが、日本における農業協同事業の姿であります。

4 今回の農協法改正の狙い

その点で言えば、今度の農協法の改正は、それはいいけない、農協は「職能組合として進め」としているのが、一番大きなポイントになっています。

それが、(資料)の四七ページにある改正法第七条です。そこにある「組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする。組合は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限配慮しなければならない。」「組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行に

より高い収益を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資または事業利用分量配当に当てるよう努めなければならない」——これが今度の改正法です。

旧法の第八条では、「組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし」——ここまでは同じです。問題はここからですが、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」という文章が続いていました。営利を目的としてやるのではないのだ。組合は、事業を行う以上は利益をあげなければならぬが、利益を上げることが目的ではなく、組合員への奉仕が第一なのだということでした。その部分を削除し、最大限の利益を上げると変更したことが、この改正法の性格を表しています。

それで、営利を目的として最大限の利益を上げるために、組合の管理・運営にあたる役員・理事に対して厳格な規程を作りました。それが第三〇条十二項の「農業協同組合の理事の定数の過半数は、次に掲げる者のいずれかでないべからぬ」として「認定農業者や農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に關し実践的な能力を有する者」をあげている条項です。

これは、組合の役員は組合員の中から自分たちで選出

するということ、組合が本来有する自主的な組織としての大きな特質を無視して、役員の方はいこれで行えと強制するわけで、協同組合の特性を否定しているといっているのです。

さきほど話した第七条の「農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資または事業利用分量配当に当てるよう努めなければならない」という規程を実践できる人材、いわゆる営利を目的とした組織に必要な人材を配置しなさいということ、協同組合の本質を否定した規程と言えます。

そういう農協に切り替えていくために、いまの総合方式というか、地域組合と職能組合が一緒になっている組織ではだめだ。営農事業あるいは営農振興に取り組むという、いわゆる職能組合化させていくという方針が現れていると思います。

5 中央会制度について

そういう方向に変えていく上で問題になるのが、中央会のあり方です。

中央会制度そのものは、農協法が作られた当時はありませんでした。全国農協中央会というものもありません

でした。全国組織としては、指導連というのがありましたが、直接単位農協に対する指導力はありませんでした。

それで問題になったのが、戦前の産業組合時代に、産業組合中央会が指導力を発揮するために各単位農協の状況を把握しなければならぬ。その前提として監査機能が必要、経理監査や業務監査を通じて営農指導を行える組織が必要だということ、一九二三年に産業組合中央監査部が設置され、一九三八年に産業組合自治監査法ができ、その監査機能が充実し産組中央会の指導が評価されたことです。自治監査法は戦後もありましたが、一九四九年に廃止になり、一九五四年の最初の農協法改正で、中央会ができて、引き継がれることになりました。農協法の改正によりできた組織であるだけに、中央会の規程は第七十三条の四八などという妙な条文になっていますが、監査制度が中央会に組み入れられ、各単位農協に監査に入るにより指導力が発揮されることとなりました。

その中央会制度がなくなります。職能組合に純化すると、中央会制度についても必要性はないということでしょう。

中央会は発足以降、発言権も強まり政治的影響力も高まってきました。それが、クローズアップされたのが、

一九八〇年代に入っているアメリカとの間での農産物の自由化問題であります。これは、八〇年代半ばのアメリカ精米業界の日本への輸出圧力から始まり、「国際貿易協定で問題化せよ」という動きが強まったのに対し農協中央会が反対運動の中心として活動しました。そうした農協中央会の動きを時の中曽根政権も問題視してしました。

近年では、TPP問題がありますが、これも当然のことと中央会は大きな反対勢力であります。この反対の旗頭である中央会に対して、中央会の力をそぎたいとの政府による思いが、中央会を潰すことにつながったのではないかと思います。

中央会が全国組織として活動できないように、中央会がもっていた監査制度を取り上げ、普通の金融庁の監督下にある監査制度に置き換えることを、改正法の中に組み込みました。

そのとき同時にできたのが、準組合員問題です。農協を職能組合化しようということ、準組合員の利用率を下げるようにしようということを持ち出してきました。それをめぐり、準組合員制度が問題視された二〇一三年以降、三年間ほどもみにもまれ、結局、全国農協中央会は準組合員制度について妥協させられて、中央会による監査制度を廃止、附則で県農協中央会は連合会と

して残ることはしたものの、農協中央会制度をなくして、全国農協中央会を事実上、消滅させたわけです。

6 農協組織制度の今後

しかし、準組合員制度の運命はこれからです。

その狙いは、準組合員が大きなウエイトを持っている信用事業を農協から取り上げることです。

準組合員制度の廃止を言った農協法の改正案に対して、在日米商工会議所は「大変評価する」といった意見書も発表していました。農協の共済事業にもクレームをつけています。一番の狙いはそこにあると思います。協同組合制度を弱めて、アメリカの金融資本や農外の大資本が入りやすくするということが、大きな狙いではないかと考えます。

日本の「農協改革」をめぐる諸問題

(資料)

1) 法的問題点

<p>2015. 8. 28成立9. 4公布改正農協法</p> <p>第七条 組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする。</p> <p>②組合は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>③組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の適確な遂行により高い収益を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない。</p>	<p>旧法</p> <p>第八条 組合は、その行う事業によってその組合員および会員のために最大の奉仕をすることを目的とし営利を目的としてその事業を行ってはならない。</p>
<p>第三十条 ⑫農業協同組合の理事の定数の過半数は、次に掲げる者のいずれかでなければならない。ただし、その地区内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。第一号において同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合はこの限りでない。</p> <p>一、認定農業者（法人にあっては、その役員）</p> <p>二、農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者</p>	<p>(新設)</p>
<p>⑬農業協同組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第三十七条の二 出資組合であって、次に掲げるものは、会計監査人を置かなければならない。</p> <p>一、第一〇条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（政令で定める規模に達しないものを除く。）</p> <p>二、農業協同組合連合会（政令で定める規模に達しないものを除く。）</p> <p>②前項に規定する出資組合以外の出資組合は定款で定めるところにより、会計監査人を置くことができる。</p> <p>③会計監査人設置組合（前二項の規定により会計監査人を置く出資組合をいう。次項において同じ。）は、第三十六条第二項の規程により作成した計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか農林水産省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。</p> <p>④会計監査人設置組合については、会社法第四百三十九条の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類とあるのは「農業協同組合法第三十六条第六項の承認を受けた同条第二項に規程とする計算書類」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「前条第二項」とあるのは「同法第四十四条第一項」と読み替えるとするほか、必要な技術的読替は、法令で定める。</p>	<p>第三十七条の二 次に掲げる組合（政令で定める規定に達しない組合を除く。以下この条及び次条において特定組合という。）は、第三十六条第二項の規定により作成したも</p> <p>のについて、監事の監査のほか、農林水産省令で定めるところにより全国農業協同組合中央会（以下この条及び次条において「全国中央会」という。）の監査を受けなければならない。この場合において、監査を行う全国中央会は農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一、第十条一項三号の事業を行う農業協同組合</p> <p>二、農業協同組合連合会</p>

附則 第九条 旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会であってこの法律の施行の際限に存するものは、施行日以後も旧農協法の規程により設立された農業協同組合中央会としてなお存続するものとする。

第二十一条 附則第九条の規定によりなお存続するものとされた全国農業協同組合中央会（以下「存続全国中央会」という。）は、移行期間内に、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第三章 農業協同組合中央会 全章（第七十三条の十五～第七十三条の四十八）廃止

第七十三条の十五 農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、組合健全な発展を図ることを目的とする。

2) 「中央会」制度廃止の狙い

一九八六年（前川レポート、RMAがUSTR提訴の年）に、総務庁長官が農協行政監察の対象とすべきとの指示→コメ輸入自由化反対の拠点つづしとしての行政による農協批判の始まり。TPP反対の中心になっている全中に焦点があてられたのは、TPP批准日程を見据えてのことではないか。

3) 准組合員問題

附則第五十一条第二項 政府は准組合員…の事業の利用に関する規制のあり方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員…及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実務状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

この第五十一条第二項については、衆議院ならびに参議院で附帯決議がつけられている。衆院附帯決議 “准組合員の利用の在り方の検討に当たっては…地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割を十分踏まえること”

参院附帯決議 “准組合員の利用の在り方の検討に当たっては…正組合員数と准組合員数との比較をもって規制の理由としないなど、地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割や関係者の意向を十分に踏まえること。また、改正後の農業協同組合法第七条について、准組合員の事業利用を規制するものでないことなど、その改正主旨を適正に周知すること。”

4) ACCJ（在日米商工会議所）の評価

ACCJ保険委員会意見書「共済等と金融庁監査下の保険会社の間に、平等な競争環境の確立を」（2015.12）。“ACCJは農業協同組合法の改正案の可決を歓迎し、一九五四年に農協法が制定されて以降、安倍政権が初めて大規模な農協改革を実行したことを高く評価している。しかしながら、農協の改革については、まだ改革を行うべき点が残されている。協同組合の共済事業の脱協同組合化（金融庁監督下の保険会社との平等な競争条件）が確立されるまでは、共済等の事業拡大および新市場への参入は許されるべきではない。”

5) 株式会社化問題

旧法では、第二章の二 農業組合法人の第四節が「組織変更」と題され、“出資農業組合法人は、その組織を変更し、株式会社になることができる”と規定されていた。今回の改正で「第四章 組織変更」が新設され、その第一節が「株式会社への組織変更」となり、“第七十三条の二 出資組合（第十条第一項第三号又は第七号の事業を行う組合は除く。以下この節において同じ。）又は出資農業組合法人は、その組織を変更し、株式会社になることができる”が置かれた。

株式会社になれば、当然ながら独占禁止法適用除外を規定している農協法第八条は適用されないことになり、共同販売、共同購入はできなくなる。

討論

服部信司（司会） お二方大変ありがとうございます。それでは、お二人のお話に対しますコメントを神山先生と金先生からお願いいたします。

コメント

国学院大学非常勤講師 神山 安雄

農協問題は歴史を踏まえた議論を

神山 朴先生、梶井先生ありがとうございます。私からのコメントは、時間の都合から、二点についてお話しします。

その前に、あえて申し上げますが、農協だとか協同組合の問題については、非常に注意深く扱わなければいけ



神山安雄氏

ないとつくづく感じています。その組織が作り出されていく歴史や支配・被支配の関係にも関連して、特に、梶井先生からもありました。が、日本の農協は前

身が産業組合ですので、そのような歴史、第二次大戦前の歴史を踏まえて注意深く扱わなければならないと思います。

J A全農の株式会社化をめぐる

朴先生に是非ともうかがいたいのは、日本で経済事業を扱っている全国農業協同組合連合会（J A全農）の株式会社化の問題です。今、日本では、経済事業（共同販売事業、共同購買事業）の農協の連合会であるJ A全農の「株式会社化」が、農協攻撃のひとつとして検討されています。

実際、J A全農組織は、ほとんどの事業がその子会社である株式会社を通じて行われています。肥料や農薬、飼料といった生産資材の共同購買事業では、事業の種別にJ A全農が出資して設立した子会社を通じて実施されています。

その中で注目されるのは、J A全農がアメリカに設立している「全農グレイン」という穀物の輸入会社です。「全農グレイン」は、非遺伝子組換トウモロコシなどの買い付け・輸入業務を担っています。

今はJ A全農も、農協連合会、経済事業を行う連合会です。J A全農が出資する子会社の「全農グレイン」は、当然、株式会社であり、アメリカに設立されています。本体のJ A全農が株式会社になってしまった場合、株式

会社の子会社である「全農グレイン」が、外国資本の買収対象になっていくのではないか、というのが一番心配なところだ。

韓国の農協中央会の経済事業が持株会社によって運営されていた場合、これから韓国では、どのようなことが考えられるかというのが第一の質問です。

巧妙に分断された「農協改革」の論議

二つ目は、日本の「農協改革」などをめぐって感じている感想です。この間の議論をみると、いろいろな面で分断されながら、農協改革が行われた。併せて、農業委員会―農業会議―全国農業会議所を含む農業団体の再編成が行われました。

農協改革の議論と農業委員会制度の議論は、分断された。農協改革の議論でも、農協中央会制度と準組合員制度の議論が二者択一的に提起され、農協組織内も分断されました。その中で、農民の利益を代表する組織は、法律制度の中で非常に不明確になったと思います。その意味では、農業者組織・農民が分断されながら組織の再編が行われたと見ています。それが私の感想です。

経済事業持株会社の統制権を誰が持つか

服部（司会） 神山先生の質問に対し、朴先生からお願いします。

朴珍道

日本のJA全農の株式会社化に関連すること



朴珍道氏

なっていません。日本の場合、農協組織が株式会社になって株式を公開することになると、外国資本の買収対象になると思われます。

最近、ヨーロッパの農協協同組合を訪ねましたが、畜産組合が子会社を作って、子会社がナスダックに上場されていました。ナスダックに上場されている会社の株の三割以上を協同組合が持っていますが、投票権（議決権）は七割を有するなど差別化を図り、協同組合が統制しているという事例でした。

韓国でも話題になっていますが、子会社を置く置かないが重要ではなく、持株会社を誰がコントロールするのか、経済持株会社に対する統制権を一般の会員組合が持つのか否かだと思います。韓国の場合は農協中央会が統制権を持つということで、会員組合員とトラブルが生じています。買収の可能性は韓国においてもこれからある

ですが、韓国の場合は一応、経済事業持株会社は農協中央会が一〇〇%出資して設立されました。未だに株式公開されていませんので、外国

資本の買収対象には

かも知れませんが、それよりも重要な問題は統制権を誰が握るのかもっと重要な問題だと思います。

服部(司会) ありがとうございます。それでは、次に金奇泰先生にコメントをお願いします。

コメント

韓国協同組合研究所長

金^{キム}奇^ギ泰^テ

新自由主義政権下での農協改革の方向

金奇泰 時間が残り少ないので、ポイントを絞ってお話します。韓国の農協の法律制度や日本の法律制度など細かい話でなく、本質的なお話をさせていただきます。

農協制度も国際基準に合わせてきた

韓国の農協中央会の信用事業・共済事業、経済事業の分離の話は、一〇年間ほど議論されてきました。私たちは、二〇〇八年までは反対または意見を留保する立場をとってきました。二



金奇泰氏

〇〇八年以降は、農協の自主的な改革委員会がつくられ、その中で金融持株会社について検討が行われてきました。今の

政府から農協改革の話が出てすぐに、信用事業・経済事業分離の話が出てきました。その背景が何なのか調べてみますと、韓国も日本の農協も新自由主義的な体制の中に編入できるよう、つまりグローバル・スタンダードに合わせてきたという経緯があります。

国際会計基準というのがありますが、協同組合の銀行の出資金は、資本ではなく負債として扱うこととなっています。もうひとつバーゼルⅢの基準、つまり組合の場合に出資者からお金を借りる際は、預金ではなく資本金から借りられるようにするというものです。この二つが国際基準でありますが、これは協同組合のメンバーにとっても不利な制度です。これに限らず、さまざまな理由から国際協同組合は脱総合化のためのグローバル制度がつけられることに対して反対してきました。

このような中で、各農協は株式会社的方式で農協銀行を分離しないと経営しづらくなるという判断で、内部的に様々な検討を事前に行ってきました。

金融資本等に有利な農協事業再編

李明博政権になってから、事業構造の改変の話が出てくると、金融資本や信用事業に有利な方式で事業構造の改編が進められてきました。

日本ではTPP、韓国では韓米FTAが影響しました。産業金融の相手はアメリカですが、WTO体制を進

める上のWTO交渉がうまくいかないために、多国間の交渉を進めるに至っています。

在日および在韓の米国商工会議所が、TPPなどの交渉対象国の制度に注文、文句をつける話が出ています。代表的なものが共済事業に対して問題視していることです。郵政事業・郵便局の金融事業に対しても同様です。これは日本、韓国の両国とも同じような条件だったと思います。表面化しているのがこのようなもので、まだ他にも注文をつけているわけです。

政策的な同盟関係を保つために、農協・共済制度が犠牲になっているということです。アメリカの場合は、農産物を輸出しなければならぬ。金融資本は進出しなければならぬということ、農協・協同組合は政治・軍事的同盟の中で、弱めていかなければならないという政策的な意図があるようです。

韓国農協中央会の経済・金融事業分離

韓国は一九六〇年以降、国の権力と農業協同組合が強いパートナー関係にありました。農協組織に地域の協同組合としての役割と信用事業の権限を与えたのは、韓国と日本だけです。韓国と日本の農業協同組合に対する政策は一貫性がないという批判を受けていますが、これは、新自由主義の政権になりアメリカとそして他国の圧力によって自ら変化を求めざるを得なかったというこ

と。建前は組合員の不満、または外部からの農協改革運動などに応えるかたちをとり、その表面、一部だけを採用して農協の改革だとするやり方は、両国とも同じだと思います。違いといえば、日本は、すでに五つの連合会に区分されている中で、これを株式会社化しつつ総合的な関係を保とうとする。反面、韓国は一つの強力な農協中央会を分散させるということです。韓国の農協中央会の事業を分けることだけが、本当に改革なのかどうか、韓国国内での議論が続いているわけです。農協の改革を主張する人たちの間でも議論は分かれています。

そのような中で、韓国では、経済事業持株会社・金融持株会社を設立しましたが、これを連合会に戻せる可能性はいつも残っています。一方、日本は農協法改正が終わっているので一八〇度Uターンさせるしかありません。そのような意味で差があるのではないかと。

日本の場合、小泉政権以降の農協への攻撃を、民主党とも共同しつつ、乗り越えてきましたが、民主党政権が長続きしなかったのもっと強い攻撃を受けている。韓国では、市民団体が農協への手助けをしている状況が存在しているのではないかと思います。

農協への課税とか中央会の社団法人化を推し進めようする場合、あわせて准組合員制度の廃止という圧力をかけて、反対意見を圧迫して遮断する。

韓国ではまだ、そのようなカードは出ていません。仮に准組合員のカードを見せた瞬間に、韓国の農協制度はより脆弱な構造を持つことになるでしょう。未だに、韓国の政府は、裁量予算をどうにでもできる余地があり、農協制度の改革に向けて圧力をかけるときに、配分金を抛出したり、少し支援をしたりする余地はあります。しかし、日本では、新自由主義的な制度に代えていくという行動だけではないかと感じます。

韓国では今、農協合併の議論

今日の意見交換会はとても有意義でした。韓国で主流となっている議論は、日本の農協の合併は非常に成功したケースなので、それをモデルに韓国にも取り入れていこうという話です。しかし、私は、日本の農協合併は主導的・戦略的なものではなく、仕方なく行われたのではないかと理解しています。

両国の農協制度を改革しようという勢力は、情報を選別して広報的に利用しているのではないかと思います。

つまり、韓国の「農協改革」における経済持株会社・金融持株会社制度は、これから日本のJ A全農の株式会社・金融などへ影響していくでしょうし、そのような意味では、このような場を設けて正確な情報交換や意見交換ができれば、新自由主義の流れの中で変な方向に向かうのを差し止めることができる。正確ではない情報、自分の

都合の良い情報だけ取り出して変な論理に持って行くことを防止することができると考えます。

農協組織制度の日韓の相違

服部（司会） どうもありがとうございます。時間の関係もありますが、会場からの発言は・・・。

（会場から） これまで、日本の農協改革についてマスコミ情報を得ていましたが、梶井先生からの話でより理解が深まり、韓国と日本で進められている農協改革の違いについて理解しました。

韓国と日本の現在進められている様々な事業は、歴史的な背景を持っていることも理解しました。特に、金先生からあった新自由主義的な圧力によって両国がやむを得ず改革を迫られているという解析は、本当に適切なのか否かは考える必要があると思います。というのは、日本の農協は一九三〇年代の産業組合をベースに発展してきた歴史的な背景があります。韓国も日本の影響により一九一七年に金融組合ができ、その金融組合が拡大・発展する中で、一九三〇年代に産業組合ができました。しかし、第二次世界大戦でこの産業組合が全てなくなり、産業組合が育成してきた組織が金融組合と連携して、金融を中心とした今日の組合ができたのです。食・農ではなく金融を中心とした組合の性格を持っていたのではな

いででしょうか。

一九六〇年代に入ってから、明らかに金融組合的な農協となり、それをベースにして地域組合的な性格を持つていく。准組合員制度が韓国でも作られたのは、村の非農民が組合に入ること許されたのではなく、金融組合と金融業の発展によって地元のメンバーでなくてもお金があれば准組合員になれるという制度ができ、それが拡大してきたといえます。つまり、日本で悩んでいる准組合員の性格の問題と韓国の組合員の性格とは本質的に違うのです。

また、中央会の性格の違いもあることを申し上げたい。韓国の農協中央会の改革、信用事業と経済事業を分離しようという動きは、韓国の中央会の事業は特殊な中央会の性格を持って、地域の組合員と連携しない自主的なビジネスを展開する組織になっているので、このような組織、つまり「ガン」にかかっている中央会に対して、その「ガン」を切り離す作業が必要だという背景で進められていると思います。

日本の悩みは、日本の地域社会が崩れながら、基盤が崩れながら、農協組織について職能組合の方向に行くのか、地域社会を中心とした組織にするのかを悩んでいるのかと思います。韓国でもそのような意味では、地域の農協組合をどのような形で位置づけていくのが重要だ

と思います。金融組合の性格が販売組織としての性格か、これを総合的に保っていくのが望ましいのか否か、これは農業全体の情勢変化とともに悩むべきと考えます。

果たして韓国と日本の農協が国際社会に通じるのかは疑問であり、協同組合はいろんな角度で議論する必要があります。私も約一〇年間農業協同組合の議論に携わりながら、得た結論でいえば、韓国の農協は協同組合としての本来的な性格、アイデンティティを失っているのではないかということです。協同組合としての役割を期待するのは困難という認識で、この組織をどうしていくのか、大きなジレンマをかかえています。

服部（司会） ありがとうございます。時間の関係で質疑応答はできませんが、後ほど総括もありますので、それも併せて聞いていただくといいことで、農協問題についての意見交換を終了します。

総括討論

司会

朴 珍道（韓国地域財団理事長）
 神山安雄（国学院大学非常勤講師）

朴珍道（司会）

四つのセッションを終わり、時間も限られますが議論したいと思います。総合まとめは、鄭英一先生と梶井功先生からいただきます。

総合まとめ

韓国農政研究センター代表 鄭英一

韓国の農業問題の現状

鄭英一 今日とは両国の先生から、それぞれの農業・畜産業、さらには農協問題など、それぞれ踏み込んだお話をうかがい意見交換



鄭英一代表

できたことは、とても有意義だったと思います。時間の関係もありますが、私から、主に韓国の現状を中心に申しあげます。

米の過剰問題の深刻化

まず米のことですが、両国とも米の過剰問題が深刻化しています。特に韓国の米問題では、過剰問題をいかに解消していくかが最大の問題です。韓国の米問題はより悪化の一途をたどっており、生産コストは引き続き上昇し、問題がさらに深刻化しています。韓国は過去二〇年間にわたり、関税猶予を行ってきました。最初の一〇年は良かったのですが、この先はより問題が深刻になります。最近になって、一九七〇年代から日本で始めた生産調整を韓国でも積極的に取り入れたら、という話が今になって出ています。大変残念で情けないことです。

米問題の深刻化を食い止めなければなりません。このような話題が遅ればせながら出たことはとても残念でありません。このようなことが今になってなぜ出るのか。強力な生産調整に行くのか。例えば、大幅な値崩れを受け容れるのか。強力な生産調整は不可能な政策であり、そもそもできません。そのようなことを無理矢理取り入れるならば、問題はより深刻になっていきます。国会は、米価引き上げに政治的に関与しようとしています。さらに問題が深刻になると思います。

農協組織を農民の自主的な組織に

韓国の農協中央会というのは、一九六一年の五・一六軍事クーデター以降取り入れられた制度です。農協が国

会ロビー活動を行い、中央会という名称がつけられまし
た。韓国の農協というのは政府よりも官僚的な組織であ
り、単位組合をコントロールしていくのが中央会という
組織名称からも伺えます。金融組合などが植民地時代に
下部組織として作られ、未だ続いています。それが最近
になって新自由主義のもとで、政府の統制がますます強
くなっている。そういうことが非常に情けないことだ
と思います。

それは、農協そのものが民間の自主的な組織に向けた
努力をおろそかにしている。それがうまくできていない
ことから、全ての組織が政府に依存し、結果、政府の介
入を受け容れるしかないわけです。それを冷静な単位組
合員を組みする組織にしていく。政府の行政組織みたく
に合併されている組織はありますが、農政を担う組織と
して自律的な農協、それをもってすれば政府が自由に介
入することはできません。その意味で、農協をどうやっ
て農民による自主的な組織に変えていくのかを話し合う
必要があります。

加工型畜産からの脱却を

畜産問題ですが、韓国の畜産が費用対効果から考えて
どのくらい寄与しているのかについて疑問視していま
す。韓国の畜産は業者からみて、とてもおもしろい事業
といえます。うまくいくときは何も言わずに、うまくい

かないときには政府に文句を言う。そして、環境問題を
考えると、韓国の畜産業は根本的な構造改革が必要では
ないかと思えます。基本的には、加工型畜産構造、外国
産の飼料をもってここで加工だけを行う。それで環境に
悪影響を及ぼす。環境問題などをないがしろにしている
のです。

先ほどマーブリングの話がありました。それが品質
とどのような関係性があるのか。かえって飼料だけをた
くさん使ってしまうという根本的な問題があります。国
民の健康という観点から、畜産の再編が求められている
のです。外国産飼料の依存が高い中では、経営の不安定
化が深刻にならざるを得ません。関税撤廃までの移行期
間を延長したりする話もあり、市場開放の影響は大きく
ないといわれておりましたが、これからは市場開放の影
響に強くさらされることに目を背けてはいけません。韓
国の資源を十分に活かし、さらには健康問題も考えなが
ら、いろいろな改革を進めること。農村や山村を含めた
取り組みとか、そのような観点が取り入れられない限
り、問題は依然として残っていくのです。

新自由主義農政への対抗を

最後に、一般的な農政のあり方ですが、農業のシステ
ムの根本的改革が必要だということ。端的に言っ
て、アメリカ主導の新自由主義的農政、グローバル

ドシステムに対抗できる仕組みについて議論する必要があります。今まで、消極的・場当たりのな対策をとってききました。世界的に例がない穀物自給率が二割程度という国として、このような世界的な流れにどのように対応していくのか。特に中国が大量の畜産物輸入国になっていく中で、現在の政策がそれに対応できるのか。そのようなことについて根本的な議論が必要だと申し上げ、まとめとします。

総合まとめ

農林行政を考える会代表 梶井 功

自立性と地域性を重視した農政の議論を

梶井 鄭先生の今の総括について申し上げます。私の方からは二点について申し上げます。

一点目は、今日の議論を聞いていても感じたことですが、農業問題、農協問題を含めて、地域性の問題を抜き



梶井 功代表

にしては具体的な問題解決にならないという事です。日本の農政や農協の問題では地域性、地域毎にどのような問題があり、どのような

対応が求められているのかという問題提起が大事です。韓国の場合でも、農業の地域性、どのような特性を持っているのか、私には知識がありませんが、やはり地域性というものをいろいろ問題を考えるときの大前提に議論しなければならぬと思います。特に、米の過剰問題には、非常に大きく影響するはずで

政策の失敗という点でいうと、日本の米政策、過剰対策などで一番大きな問題となるのは、先ほどの報告で申し上げたように、政策の一貫性がないということ、さらには、一貫性がないと同時に、地域性を踏まえた米の転換施策が全く論議されてこなかったことが問題であると考えています。

日本の農政審議会が最初に米の過剰・生産調整問題について論議したのが一九六九年です。一九六九年の農政審のときには、かなり地域性を重視していました。例えば、地域によっては稲作を完全にあきらめてもらう、ということをご想定しなければならぬ。ここでは、米から思い切った転作を誘導する時期や地域もあるとおっしゃって、その転作にカッコ書きして「植林も含む」とも書いておりました。そういう地域性を踏まえた上でどのような政策を立てるのかということによって、初めてより具体的を持った政策を立てられます。それが長続きするような形で行かないと、農業のあり方を変える問題

は三〇年五〇年という時間的なタイムを考えないとうまくいかないということ、われわれは頭に置いて論議すべきと思います。今日は時間の関係で、地域性を踏まえた議論が深められなかったことは残念ですが、また機会があればそのような議論ができればと思います。

韓国の協同組合基本法をめぐって

もう一点は、今回ぜひ伺いたかったのは、韓国では協同組合基本法を成立させました。その基本法を実践していく上で、ソウル市は「協同組合都市宣言」を行ったと聞きました。協同組合基本法と今度の農協中央会制度がどのような関連で問題が出てくるのか、今回聞きたかったポイントの一つでした。これは、改めて基本法がどのように機能していくのかを含めて勉強させていただく機会があればと思います。先ほど会場の方からの意見は、多分この協同組合基本法に関わっていると思います。ぜひ何らかの形でそのような議論ができる機会があればと思います。

ともあれ、このような形での討論は大変有意義であります。これを組織してくださった関係者の皆さんに感謝申し上げます。

持続可能な農業か資源収奪型農業か

朴珍道(司会)

お二人から非常に良くまとめていた

いただきました。ありがとうございます。時間が迫っていますが、会場からご質問があれば受けつけます。

(会場から)

本日のテーマと直接関係するかはわかりませんが、先日、日本に行ったときに過去二〇年間で農地価格が半分ほどになった地域がありました。それから、土地を提供した人が借地料を受けていなくて、逆に管理費を払っているという話も聞きました。このような状況で、日本農業は持続可能なのか、韓国も、日本と同じようになるのではないかと考えますが、その点についてうかがいたい。

朴珍道(司会)

それでは神山先生お願いします。

神山

私は、一九七〇年代初め頃に農地価格を調査していました。その頃からみると、農振農用地区域内の畑の価格は、九〇年代半ばのピークからこの間ずっと下がりが続け、六割ほどの水準まで下がっています。それは、一九八〇年代半ばすぎに日本の農業産出額はピークを迎え、以降、農業産出額そのものが減少していることが反映していると思います。それは、米価の下落に象徴されますが、水田の価格が下がり、畑の価格も下がったということです。

農地を一つのところを集めて、それを一定期間貸借し、最終的に経営が定着した段階で買い取ってもらうこ

とを、北海道の農業公社などが行ってきました。農業公社が農地を買い取って、さらに五年間くらいたってから借り手の農家に買い取ってもらう仕組みですが、その五年間に農地価格が下がり、農業公社が不良債権を抱えるという事態になってしまったわけです。

私が今、考えるのは、小規模農家を含めて集落営農組織を作り直して、その中で農業を営んでもらう。大規模な農家もその地域の柱として存在しながら、同時に集落営農での農業を展開する仕組みが必要と思っています。

ただし、日本政府の政策は、外国資本を含めて国内外の資本を農業に導入していくという政策を中心にしていきます。それは、資源収奪型の農業です。TPPなどの新自由主義の政策では、持続型農業はありません。先ほど協同組合の議論がありました、これからの経済社会を支えていく本当の意味での協同組合とはどのようなものなのか。そうしたことを考えていきたいと思えます。

その意味で韓国の先生方と十数年ぶりに議論させていただきました。勉強させていただきました。感謝申し上げます。ありがとうございます。

農協法などを外した韓国の協同組合基本法

朴珍道 梶井先生から協同組合基本法と農協法改正に関する質問、そのつながりについてお話がありましたの

で、私の方からお話しします。

簡単にいいますと、協同組合基本法と農協法とは排他的な関係にあり、全く関係性がありません。協同組合基本法を作るときに、特別法である農協法は基本法の対象から外しました。韓国の協同組合基本法は、農協法をはじめ、信用組合、信用金庫を運営する法律など八つの特別法の領域がありますが、これらの領域を協同組合基本法の対象から外しました。その残りだけに対して協同組合基本法が適用されることになりました。

つまり、韓国では、協同組合において非常に矛盾したものになっており、協同組合の基本やその精神に正面から違反している、守っていない。にもかかわらず、協同組合内部から組合員が強制的な影響力を行使できないという状態で、それはある意味、非常に不幸な状態です。協同組合の問題に対しては、このようなことです。

朴珍道（司会）

最後に、このような機会がまたできますよう期待を申し上げます。意見交換会を終了します。ありがとうございます。

共同調査報告 韓国忠清南道洪城郡 ホンソン

循環と共生の地域づくりの実践

国学院大学非常勤講師

神山 安雄

1 忠清南道洪城郡の特徴

忠清南道は、韓国の西海岸の中央部に位置する。洪城（ホンソン）郡は、忠清南道の行政区のひとつである（図1）。洪城郡は、首都ソウル市から車で二時間ほどの距離にある。忠清南道は、内陸部で世宗市と大田市と隣接しているが、地方分権・首都機能移転により世宗市には国の省庁が移転してきている。日本の農林水産省にあたる農林畜産食品部（農食品部）も現在、世宗市にある。

（1）忠清南道

忠清南道の総農家数は一三・五万戸（全国の一・二・一％）、総耕地面積二一・九万ha（全国の一三・〇％）。農家一戸当たり耕地面積は一・六二haで、全国平均の一・五一haをやや上まわっている。

韓国は専業農家率が高い（全国平均五三・四％）。忠清南道も専業農家率は五三・四％と全国平均と同率であ

図1 韓国 忠清南道



資料：韓国観光公社ホームページ

るが、全国と同様に高齢専業農家が多い。第一種兼業農家率は一六・九％で全国平均（一四・六％）をやや上まわり、第二種兼業農家率は二九・七％で全国平均（三一・九％）を下まわっている。

経営耕地規模2ha以上農家は一九・三％（全国平均一五・三％）、うち5ha以上は五・四％（同三・九％）と全国平均を上まわり、〇・5ha未満は三四・一％（同四二・〇％）と全国平均を下まわっている。しかし、〇・五〜2ha層が半分近くを占めている——〇・五〜1ha層二四・一％（全国平均二三・三％）、1〜2ha層二一・六％（同二八・五％）。

耕地利用率は一〇四・五％で、水稲作が一四・九万ha（耕地面積に対し六八％）と多く、全国平均（四八％）を大きく上まわっている。また忠清南道では、野菜作（三万ha、耕地面積の一四％）、施設栽培（一・四万ha、同六・四％）、タマネギ・ニンニク・トウガラシ等の特用作物（一・一万ha、同四・八％）が多い。（以上、二〇一四年。韓国農食品部・農業食品農村統計年報二〇一五による）

以上のように、忠清南道の農業は、小規模・高齢専業農家の水稲作を中心に展開している。一方、全国的に水稲作が減少して、野菜の露地・施設栽培、特用作物の作付面積が増加しているが、忠清南道でも四〇代を中心に野菜の露地・施設栽培などが増加している。

（2）忠清南道洪城郡

洪城郡は、忠清南道の西海岸部の中程にある、日本であれば「町」規模の行政区である。二つの「邑」と九つの「面」から成り（図2）、行政里（マウル）が三三六ある。総人口が九・八万人、総世帯数四・三万戸である。

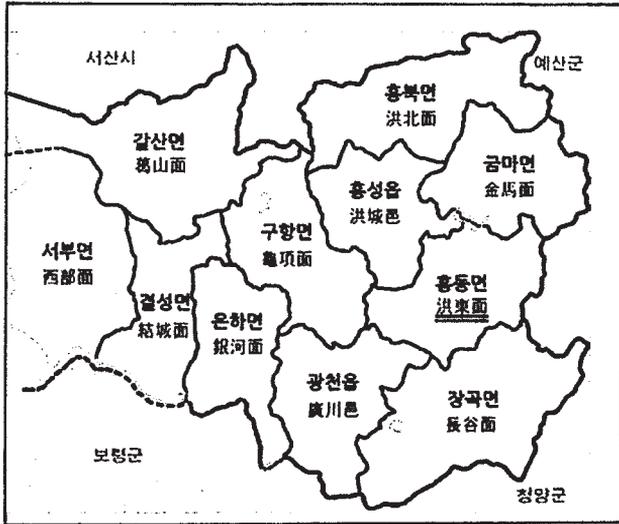
総農家数が約一万戸、農家人口二・四万人。総耕地面積は一万四二四九ha、うち水田一万〇六一二ha（水田率七四・五％）である。農家一戸当たり耕地面積は一・四一haであり、忠清南道平均より小規模である。米（水稲）がもっとも多く、野菜類ではパレイシヨ、イチゴ、トウガラシなどが多い。

洪城郡庁の鄭萬哲（チョン・マンチュル）さん（親環境農政発展企画団・専門委員）によれば、郡の総人口は近く一〇万人を越すという。鄭さんの示した二〇一四年末の総農家数も、前出「統計年報」の数値より四〇〇戸ほど多い。韓国農食品部によれば、韓国の帰農婦村人口は二〇一〇〜一五年の間、増加している。洪城郡でも、後述するような、親環境農業（環境保全型農業）の展開による「循環と共生の地域づくり」によって、帰農婦村人口が増えているといえる。

2 洪城郡の親環境農業（環境保全型農業）

（1）洪城郡の有機農業

図2 忠清南道・洪城郡



洪城郡の親環境農業の推進方策では、親環境農政発展企画団を二〇一一年度から組織していることが特徴である。発展企画団は、団長一名(副郡守)、専門委員二名、行政委員四名、地域住民代表七名、専門家五名で組織し、流通・地域循環経済支援・希望マウルづくりの三分科に分かれて活動している。

洪城郡は、二〇一四年十月に韓国で最初の「有機農業特区」に指定された。「親環境農業(環境にやさしい農業)」のいわば聖地である。

洪城郡の洪東(ホンドン)面にある「プルム学校(プルム農業技術高等学校)」「(一九五八年創立)を中心にした「地域(マウル)むら」づくり」の運動は五〇年以上つづいている。

有機農業の取組みは、一九八〇年代から洪東面で始まるが、有機農業を営む農家などが福岡県桂川町の古野隆雄さんの「合鴨水稲同時作」を視察したことから、洪東面を中心に「合鴨農法」の取組みが始まった。(合鴨農法は、鳥インフルエンザなどの関係から現在は休止している)。

前出・鄭萬哲専門委員によれば、郡独自認証の親環境農業(無農薬栽培+有機栽培)は二〇一五年、八〇五戸、六七一ha。そのうち有機農業は六〇八戸、五五一haである(有機農業の面積は全国五位)。

洪城郡の親環境農業は、忠清南道全体からみて、農家戸数で一四％、面積で一〇％、出荷量で一二％を占めている。有機農業だけで見ると、農家戸数で三四％、面積で二三％、出荷量で三七％のシェアになる。

有機農業は、品目別では食糧作物（主に米）が六〇％超、野菜類三〇％である。

郡行政による親環境農業支援は、以下のようなものである。

① 地区造成事業（九カ所、四二・六六億ウォン）… 親環境専門の精米工場、有機畜舎、冷凍倉庫など団地整備（二〇〇二～一三年度）。

② 営農資材支援（三〇二ha、三・八九億ウォン）… 合鴨舎、合鴨網など（二〇〇三～〇四年度）。

③ 親環境米乾燥貯蔵施設（一カ所、一・五億ウォン）… 貯蔵サイロ・乾燥施設（二〇〇三年度）。

④ 環境農業教育館（一カ所、三億ウォン）（二〇〇〇年度）

親環境農業特区（中小企業庁指定）関連の二〇一六年度予算は、一九事業、一二五億ウォンである。親環境農業認証、稲作栽培団地、学校農園などへの支援。生産流通インフラ構築事業では、有機質肥料・土壌改良剤・有機農業資材などへの支援を行っている。

一六年度から有機農産物の加工施設支援（四カ所、二

億ウォン）を実施して、米粉一〇〇％のパン製造等を支援している。

洪城郡の有機農業の発展方向を見定めるための事業が、現場密着型の有機農業研究所設立である（図3）。現場でネックになっている技術を掘り起こし、現場の農民のニーズにあわせた技術開発や、独自の認証基準の作成、有機農業農家に対する普及指導、コンサルティング等を実施していく予定である。

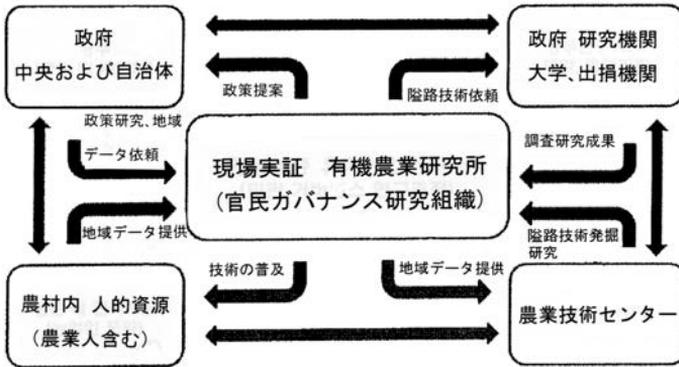
（2）洪城有機営農組合

洪城有機営農組合は、有機農業生産者等（組合員一〇〇人、うち親環境農業認証農家七三戸）の流通販売組織である（設立一二年）。本部は、洪城郡長谷（ジャンゴック）面にある。認証農家は、水稲作二〇戸、野菜作五八戸。三〇代以下一三％、四〇代三八％、五〇代二七％、六〇代二四％という年齢構成である。

ジュン・サンジン組



図3 現場密着型 有機農業研究所の機構



合長は、他の流通販売組織と違って小規模農家（平均1ha規模）が参加していることが特徴だという。組合員七三戸は、有機農業と無農薬栽培農家が半々。計1haは、水田三四％、畑四二％、施設栽培二四％。親環境農畜産物の販売額三〇億ウォンは、米が八％、葉菜類一五％、根菜類二％、果菜類五％、畜産二七％、その他二二％の割合である。

販売事業のほか、加工事業で豆腐、大豆もやし製造を直営で行い、ソーセージ、スープ類などは加工製造を委託している。また、ローカルフード食堂を直営している。取引先は、消費生活協同組合四六％、スーパー一三％、学校給食一七％、直営食堂二〇％、その他一四％（うち豆腐原料大豆一％）である。販売価格は、前年度の市場価格を基準に、一五〜二〇％上乗せしている。

そのほか都市農村交流（年間延べ一五〇〇人）や教育



「洪城有機営農組合」と横書きされた運搬車



サンチュのハウスで、鄭永煥・青年協営農場代表

事業を行っている。また、洪城郡親環境農政発展企画団にも参加している。

こうした活動の中で、八家族の帰農婦村（Uターン、農村移住）に成功した。洪城郡への帰農人口は多いが、ジュン・サンジン組合長は、洪城郡は有機農業のメッカであり、協同活動が展開されていること、ソウルにも二時間と近いことが要因だと話す。

（3）青年協業農場の新規就農者青たち

青年協業農場の代表である鄭永煥（チョン・ヨンファン）さん（三五歳）は、新規参入就農者である。後述の

ブルム学校の卒業生四人で協業農場を営んでいる。協業農場は、洪城有機農業協同組合に有機野菜などを出荷する組合員である。水稲三三a、ビニールハウス八棟・五三aには葉物野菜（サンチュ、ケール、チョクンデ）を栽培している。サンチュは年四〜五回作する。野菜収穫量は約二

〇トンである。

協業農場は、ブルム学校卒業生などの新規就農の受け皿農場として、農家・地域住民・学校教員・都市住民など四二人の出資によって設立された。生産組合員は鄭さんら四人で、他は出資組合員だが、配当はない。

サンチュは無加温栽培。液肥を使い、麦わらを敷いた上にマルチをかける。地下水は年中一五度あり、へ水十液肥の栽培で施設内は五度以下に下がることはない。

経営規模は抑えて、午前に農作業、午後は教育活動にあてている。農作業は体験学習でもあり、栽培期間の短いサンチュは格好の体験学習教材である。教育活動は、文学、哲学、有機化学などと幅広い。

鄭さんは、結婚しており、子どもが二人いる。農家が高齢化して、若者たちの新規就農を歓迎している。鄭さんは、これからも新規就農希望者の受け皿として、協業農場を運営していくという。

3 洪城郡洪東面の地域づくり

（1）洪東面文堂里の農村協同組合

洪城郡洪東（ハンドン）面では、文堂里（ムンダンリ）を中心に、農村協同組合による地域づくりが二〇年以上前から実践されている。

洪東面の絵地図（図4）には、へ共にくらす村（マウ



チュ・ヨンドンさん

ル)・考える農民」という文字が書かれている。

洪東面の水田九五七haには、米(水稲)四六二haが作付けられ、残りには一九〇種類にものぼる野菜などが作付けられて

いる。ここでは、農家自らが組織する生産協同組合(正農会、組合員五〇〇人)の下で、有機農業が行われ、年度当初に都市の消費生活協同組合と売買契約をむすんだ契約栽培が行われている。

「農産物を安全に作り、売ること」が、農家自らが組織する農村協同組合(生産協同組合)の信条である。

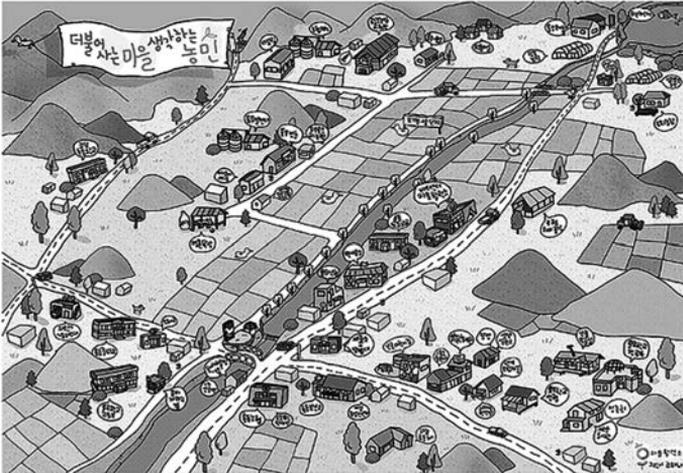
農村協同組合のチュ・ヨンドンさんは、「農民が生きるには協同しかない」と話す。自立し共に暮らせる村には、最近、帰農する家族が増えているという。

(2) プルム学校を基点にした地域づくり

洪東面には「プルム学校(プルム農業技術高等学校)」がある。デンマークの国民高等学校のように、キリスト教をベースにして農家子弟に対し全人格的な教育を行う一九五八年創立の学校だという。

洪東面文堂里の農村協同組合のチュ・ヨンドンさんは、「仕事だけしていると牛になる。勉強だけしている

図4 忠清南道洪城郡 洪東面
〈自立する村・考える農民 我らの村〉



資料：洪東面のリーフレットによる。
左上の旗に書かれている文字が〈共にくらす村・考える農民〉

とお化けになる」として、勉強と労働をつうじて教育を行う農業学校だという。

プルム学校は、一学年一学級二五人、全校生七五人、一人の教員が一学級二五人を担当する、小さな学校である。

前出・チュさんは「洪東面は、プルム学校で学んだ人たち、芽を出した人たちが、花開いている地域」であるという。坂下明彦北海道大学教授は、「プルム学校は、地域をひとつの有機体と捉え、そのなかで協同組合による共同体社会の形成を目標としてきた」と書いている。

プルム学校内には、創立後すぐに購買組合、信用組合ができ、それが一九七二年のプルム信用協同組合、一九八〇年のプルム消費者生活協同組合という地域の協同組合に発展したというのである。

(3) 洪東面の有機農業

洪東面文堂里を、日本から愛農会の小谷純一会長が一九七五年に訪ねた。小谷会長は、「韓国農業は、日本農業の後追いをしてはならない」と有機農業を勧めた。洪東面では、一九八〇年代から有機農業に本格的な取り組みが始まった。

さらに一九九三年、福岡県桂川町で「合鴨水稲同時作」を実践する古野隆雄氏が、洪東面を訪ねて講演した。講演を聞き、福岡県を視察した洪東面の有機農家などは、

一九九四年から「合鴨水稲同時作」を実践していった。

韓国では、親環境農業直接支払いも始まり、洪東面での合鴨農法による有機米づくりの取組みが本格的に始まっていった。(合鴨農法は、鳥インフルエンザの関係から、現在、休止されている)。

(4) 農村協同組合による地域づくり

洪東面には、プルム学校をはじめ学校があり、プルム学校の生協、地域(洪東面)のプルム信用協同組合、プルム消費者生活協同組合、洪東農協が設立されている。

有機農業関係では、洪城親環境作付け会や洪城有機営農組合、営農組合法人などがある。

加工関係では、良い日に餅工場、平村ヨーグルトなどがある。

洪城女性農業人センターやおばあさん市場協同組合といった女性組織もある。

クムルコ出版社、樺書店や地域の図書館も開設された。ガッコル生態農業研究所や自然再生エネルギーのセンターなども開設されている。

農民がつくった韓国で唯一の医療生協もある。

有機農業、教育、協同組合とおした地域づくりが、面(むら)の範囲で地域の活性化をめざして実践されている。有機米の販売や、パンやヨーグルトの製造なども、家族が責任をもてる範囲・量で製造するという姿勢が



忠清南道洪城郡の有機米栽培（写真・右）。洪東面文堂里の協同組合の販売所でも、袋入りの有機米（写真・上）が売られていた。



文堂里の協同組合の子ども向け図書室

らぬかれている。
地域づくりとは何か。協同組合とは何か、を考えさせられる。「この地域だけでなく、韓国全体で、（ということは、日本でも）オルタナティブが迫られている」「定年帰農の人たちだけでなく、若い人たちが自分の人生の選択として、地域・協同組合・有機農業などを考えることができたのなら」という文堂里をガイドしてくれた女性のことが印象的であった。

〔参考文献〕

内田和浩「韓国・忠清南道におけるマウルづくり政策とその課題」季刊北海道大学経済論集、第六三巻四集、二〇一六年。

坂下明彦・朴紅ほか「ブルム学校を基点とした有機農業の展開と農村協同組合・韓国忠清南道洪城郡の事例」北海道大学農経論叢、第六六集、二〇一一年。

トランプ新大統領の下、アメリカはTPP協定から離脱

東洋大学名誉教授・国際農政研究所代表 服部 信司

1 アメリカ大統領選…TPPからの離脱を訴えるトランプ候補が勝利

一月八日に行なわれたアメリカ大統領選挙において、「アメリカ第一主義、TPPからの離脱」を訴えたトランプ共和党候補が勝利した。トランプ次期大統領は、当選を受けて、「就任第一日目に、TPPから離脱する」と表明したのである。

現オバマ政権下の議会は一月九日から一月三日まで続く。議会において上院・下院の多数を占める共和党の指導部は、オバマ政権が今会期中（一月九日―一月三日）にTPP協定の実施法案を提起しても、採決に載せることはない、としている。また、当のオバマ政権自体が、トランプ次期大統領の意向を踏まえ、「TPP実施法を提起することはない」としているのである。

このように、オバマ政権下において、TPP協定が採決される見込みはない。また、トランプ次期大統領は、

就任第一日目にTPPから離脱するとしているのであるから、アメリカ次期大統領の下で、アメリカがTPPから離脱する（＝現TPP協定が崩壊する）ことは、ほぼ確実になったといえよう。

TPPによって打撃を受ける日本農業にとっては、喜ばしい事態である。

2 新大統領トランプの主張…アメリカ第一主義

大統領選におけるトランプ候補の基本的主張は、「アメリカ第一主義」アメリカの雇用を守る」であった。「中国やメキシコがアメリカの雇用を奪った」として、「TPPからの離脱、NAFTA（北米自由貿易協定）の再協議、中国への四五%の関税の賦課を掲げたのである。

この主張が所得の低下に苦しむ白人労働者の支持を得た。

3 これまでの民主党支持層Ⅱ白人労働者がトランプを支持

白人と非白人とは、今回の大統領選挙における投票行動が大きく異なる。

CNNの出口調査(表1)によれば、非白人では、クリントン支持が圧倒的に多かった。黒人の八八%、ヒスパニック(スペイン語を話す人たち)主として、メキシコからの移住者)の六五%がクリントン候補に投票したのである。

これに対し、白人の五八%がトランプを支持した。なかでも、非大卒者(その中心は高卒の産業労働者)の六七%がトランプに投票したのである。彼らの行動が、接戦州(オハイオ、ミシガン、ウイスコンシン、ペンシルベニアなど)の行方をトランプ有利に導き、大統領選におけるトランプ勝利をもたらしたといっている。

4 トランプ勝利の背景Ⅱアメリカにおける低所得・貧困層の増大

表2のように、二〇〇四年から二〇一四年へのこの一〇年間において、米国における雇用は一億四四一〇万人から一億五〇五〇万人へと六四〇万人増加しているが、製造業の雇用は二一〇万人減少している。メキシコ(そ

表1 アメリカ大統領選：CNN出口調査

		トランプ支持	クリントン支持
白人	全体	58%	37%
	非大卒	67	28
非白人	ヒスパニック	29	65
	黒人	8	88
女性	全体	42	54

資料：CNNによる出口調査／朝日新聞、2016年11月10日

ここでアメリカ向けに自動車を生産する日本などの自動車企業)や東南アジア・日本からの輸出によって、アメリカの自動車産業・製造業の工場が廃業・縮小してきた。そこで働いてきた労働者のかたりの部分が、賃金の低い小売りやレジャー産業に移り、彼らは賃金所得の低下に見舞われてきたのである。小売り・レジャー産業の平均賃金は、製造業の約

表2 アメリカ：セクター別の雇用人口

(100万人)

	2004	2014	変化	変化 (%)
製造業	14.3	12.2	-2.1	-14.7
小売り	15.1	15.4	0.3	2.0
健康・社会支援	14.4	18.1	3.7	25.7
レジャー	12.5	14.7	2.2	17.6
農業	2.1	2.1	0	0
Total	144.1	150.5	6.4	4.4

資料：アメリカ労働統計局 (US Bureau of Labor Statistics)

表3 アメリカ家族・中位所得と貧困ライン以下の家族数・人口

年	中位所得 (1000ドル: 2014年 価格)	貧困ライン以下			
		家族		人口	
		数 (100万)	%	数 (100万人)	%
2007	70.0	7.6	9.8	37.3	12.5
2008	67.7	8.1	10.3	39.8	13.2
2009	66.3	8.8	11.1	43.6	14.3
2010	65.4	9.4	11.8	46.3	15.1
2011	64.1	9.5	11.8	46.2	15.0
2012	64.9	9.5	11.8	46.5	15.0
2013	66.5	9.6	11.7	46.3	14.8
2014	66.6	9.5	11.6	46.7	14.8

資料：アメリカ・センサス局

七割にとどまる⁽¹⁾。また、米国の貧困人口(貧困ライン以下の人口・表3)は、二〇〇七年三七三〇万人から二〇一四年四六七〇万人へと九三〇万人増大し、全人口中の比率は一四・八%に達している。今やアメリカ人七人に一人が貧困レベル以下の貧困人口なのである。貧困ラインは一人世帯で二万二〇〇〇ドル(二二五万

円)、一人世帯一万六〇〇〇ドル(二七〇万円)、四人世帯二万四〇〇〇ドル(二五〇万円)である(表4)。そのレベルは、日本の生活保護世帯の水準と比べても決して高くない。この貧困人口増大のかなりの部分を、自動車などの製造業から賃金の低い業種に移行した白人労働者が占めているわけである。

そうした白人労働者が存在する地域(オハイオ、ミシガン、ウイスコンシン、ペンシルベイニア州などの産業地帯)は、これまでは、労働組合を支持母体とする民主党の基盤であった。

ところが、今回の大統領戦において、低所得の白人労働者は、現状の打開を求め、クリントンよりも強く「アメリカの雇用を守る」とした共和党のトランプ候補に投票したのである。CNNの出口調査(表1)によれば、非大学卒(中心は高卒)の白人の実に六七%がトランプ支持であった。トランプの勝利は、こうした低所得・白人労働者の支持を得て、これまでの民主党の支持州を奪ったことにある②。

5 アメリカ労働者大衆の認識Ⅱ貿易協定は雇用を奪う

北米自由貿易協定(NAFTA)の結果、アメリカには、メキシコから大量の工業製品が輸出されている。ア

表4 アメリカの世帯人数別の貧困ライン

世帯人数	貧困ライン(ドル)	貧困ライン(円)
1人	1万2000ドル	125万円
2人	1万6000ドル	170万円
4人	2万4000ドル	250万円

注) 1ドル=105円

資料: アメリカ・センサス局

アメリカとの国境に近いメキシコの対米輸出地域において生産された自動車などである。それによって、アメリカの雇用が奪われ、アメリカの産業労働者は低賃金分野への移行を余儀なくされてきた。賃金の低下は経済格差の拡大はその結果であり、TPPは格差を一層拡大する。これが、アメリカの労働者大衆の認識であると思われる。

6 トランプ新大統領―TPP離脱と日本農業

TPPが発効すれば、日本農業（特に畜産物）は大きな打撃をうける。牛肉の関税は現行三八・五％から九％に、豚肉の関税はkg四八二円から五〇〇円へと大幅に引き下げられるからである。

アメリカがTPPから離脱すれば、TPPは成立しない。TPPは、「GDPをベースにして、参加国全体のGDPの八五％以上を占める国々の批准」参加によって成立する」としている。アメリカ一国でTPP参加国全体のGDPの六〇％を占めるからである。

TPPによって大きな影響を受ける日本農業にとっては、TPPの不成立は、まずは、好ましい事態の到来を意味する。

7 注視すべき二国間協定への動き

トランプ次期大統領は、TPPの代わりに、「アメリカの利益となる二国間協定を進める」とする。アメリカの利益の基準は雇用であろう。

日米の場合、工業品については日本からの輸出増、農産物はアメリカからの輸出増となる。

雇用への影響は工業品の方が大きい。トランプ次期大統領の基準はアメリカの雇用利益を基にすれば、日米F

TAは簡単には組上に上らないはずである。

とはいえ、トランプ次期大統領が、TPPの代わりに二国間貿易協定のなかに日米FTAを入れるのか、どうか。注視すべき時期を迎えようとしている。

注(1) 二〇一六年八月の製造業の平均時給は二六・〇八

ドル、小売り・レジヤの平均時給は一六・〇八ドル（アメリカ労働統計局）。

(2) アメリカの大統領選挙は、総得票数で争うのではなく、州ごとに割り当てられた選挙人数をその州の得票数の多い候補者が獲得し、その合計選挙人数の多い候補者が勝利するという方式。今回の選挙でも、総得票数ではクリントン候補のほうが多かったが、選挙人数でトランプ候補が上回り勝利した。

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」

⑰

船便によるイチゴ輸出に適したパッケージ方法

九州沖縄農業研究センター 園芸研究領域 遠藤（飛川）みのり

1 はじめに

品質が高くブランド化された日本産のイチゴは、高級品として東南アジア諸国へ輸出されている。しかしながら、その数量は生産量約一六万トン（平成二六年度）に対し年間わずか四〇八トン（平成二七年度）と少なく、航空便によって散発的に行われているケースがほとんどである。イチゴは硬い果皮を持たないため、輸送期間が長い船便では損傷や腐敗を生じやすく、輸送期間が短い航空便に頼らざるを得ないためである。長期輸送に耐える品質保持技術を開発し、低コストな船便を活用することができれば、イチゴの輸出はさらに拡大することが期待される。

近年、船便は冷蔵コンテナの導入により、コールドチェーンによる品質保持の可能性を拡げつつある。農研機構はこれまでに日本トーカーパッケージ（株）や住友ベークライト（株）と共同で、国内流通用途を中心としたイチゴの品質保持技術として「新型包装容器」および「M

A (Modified Atmosphere) 包装による鮮度保持技術」等を開発してきた。この度、以上の技術を冷蔵コンテナと組み合わせることにより、船便においてもイチゴの品質保持が可能であることを実証したので紹介する。

2 損傷低減による品質保持の仕組み

船便に限らず、青果物の輸送過程では、さまざまな震動・衝撃が生じる。これらの震動・衝撃はイチゴ果実を揺さぶり、果実同士や果実と容器を接触させ、果実表面に損傷を発生させる。果実表面の損傷はカビの発生原因となるほか、果実硬度低下など様々な果実品質の劣化を招く。したがって、品質保持のためには、まずは震動・衝撃による損傷の発生を抑える必要がある。

新型包装容器「伸縮性フィルム容器」や「宙吊り型容器」は、それぞれイチゴを損傷から守る容器である（ 1）。前者はポリエチレンテレフタレート（PET）製の硬い外装内にエアキャップをもつ資材で、エアキャップを構成する薄いフィルムによりイチゴ果実を保持する



図1 新型包装容器(上・中段)および慣行の平詰めトレー(下段)

ことによって損傷の発生を防ぐ。後者はPET容器の内側にポリエチレン(PE)製の膜を張った資材で、イチゴ果実を軟らかいフィルムでふわりと包むことによって損傷の発生を防ぐ。後者はイチゴ果実を完全に固定しない構造であるため、前者と異なり果実に回転を生じる(イチゴ果実は、販売時に一定方向に並べるのが通例である)ものの、両者は容器内でイチゴ果実同士が接触しない構造をとっている点で共通している。イチゴの輸送においてはこれらのような新型容器を用いることで、輸送中における損傷の発生を大きく低減することができる。

3 呼吸抑制による品質保持の仕組み

航空便であれば、イチゴの品質保持は損傷低減による

ものみで十分である。しかしながら、船便は輸送期間が数週間と長期間にわたるため、損傷だけではなく果実の黒ずみや萼の褐変など、輸送中の振動発生や時間経過に伴う鮮度の低下を防ぐ必要がある。イチゴ果実の鮮度は外観品質だけでなく着荷後の可販期間にも影響するため、鮮度低下には十分な対策を取らなければならない。

青果物の鮮度保持のため、これまでにCA(Controlled Atmosphere)貯蔵やMA包装が開発されている。いずれも空气中の酸素および二酸化炭素濃度をコントロールすることで青果物の呼吸を一定程度抑制し、鮮度低下を防ぐ技術である。このうちMA包装は、簡便に利用可能なPEやポリプロピレン(PP)製の袋として実用化されており、容器に梱包したイチゴ果実を袋に入れて密閉するだけで、上記の効果をを得ることができる。なお、袋に入れた容器は従来通り外装ダンボール箱で梱包することを想定している(図2)。

4 試験輸送

これまでに紹介した技術と冷蔵コンテナを併用して、実際に「あまおう(福岡S6号)」果実を船便によりシンガポールへ試験試験した。博多港を出港した貨物は、約一二日間の海上輸送を経たのちシンガポール港で陸揚げされる。輸送中の環境を測定したところ、海上では微

細な振動が継続的に発生し続けたものの、容器内温度はおおむね4℃に保持された。
 輸送後の果実品質は伸縮性フィルム容器または宙吊り型容器で包装した果実で良好であり、両容器を利用することで慣行の平詰めトレーに比べ、損傷程度が大幅に抑えられることが確認された(表1)。一般にイチゴ果実は包装容器と接触する果実下面において損傷が生じやす



図2 MA包装(上段)およびMA包装と新型包装容器の併用例、荷姿の例(下段)

表1 船便において各包装資材がイチゴ「福岡S6号(あまおう)」の損傷程度と容器内での果実の回転程度および果実外観(黒ずみ)、果肉品質(切断面のにじみ)におよぼす影響

容器	MA包装	損傷程度 ^z		回転した果実の割合(%) ^y	黒ずみ ^w	切断面のにじみ ^v
		果実上面	果実下面			
平詰めトレー(慣行)	無	1.25 (100) a	1.89 (100) a	48 abc	有	有
	有	1.29 (100) a	1.86 (100) ab	57 a	無	無
伸縮性フィルム容器	無	0.12 (10) c	0.69 (37) c	21 bcd	有	有
	有	0.22 (17) c	0.56 (30) c	14 d	無	無
宙吊り型容器	無	0.39 (31) bc	0.35 (19) c	59 ab	有	有
	有	0.06 (5) c	0.44 (24) c	17 cd	無	無
参考: 平詰めトレー(航空便) ^z	無	1.11 (86) ab	1.41 (76) b	56 a	無	無

- z 3: カビの発生、2: オセ(果実の自重により接触面に生じる傷; 多々良ら(1999) 日食保科誌、25: 15-20)の発生、1: スレ(摩擦により接触面に生じる傷; 多々良ら(1999) 日食保科誌、25: 15-20)の発生、0.1: 痕跡(果実と容器との接触により生じる果実表面のツヤの消失など、極軽微な商品性の低下)の発生、0: 損傷なしとし、果実当たりの損傷発生表面積割合を加味した加重平均
- y 異なる英字間にはTukeyのHSD検定(割合については角変換後)により5%水準で有意差があることを示す
- x 括弧内は同一のMA包装条件における平詰めトレー(慣行)を100とした場合の比率を示す
- w 果皮色における、過度な着色による黒ずみ(図1参照)の発生の有無を示す
- v 果実切断面における、維管束を含めた果肉全体がにじむような変化(図1参照)の発生の有無を示す
- u 供試果実と同じロットの果実を24時間以内でシンガポールへ航空便輸送し、翌24時間以内に調査した場合の値を示す

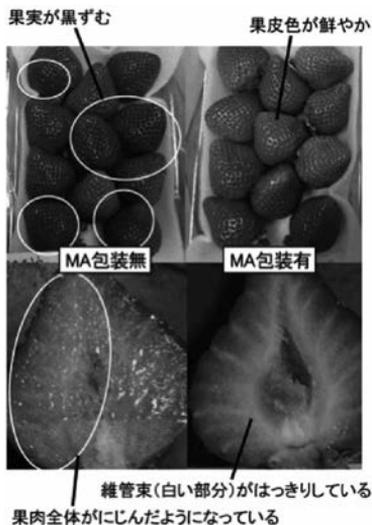


図3 船便においてMA包装がイチゴ「あまおう(福岡S6号)」の外観や切断面の品質におよぼす影響

いが、新型包装容器を利用することにより、平詰めトレーに比べ上面では六九〜九五%程度、下面では六四〜八一%程度損傷を押さえることができた。既に紹介した構造の違いから、果実の回転程度には各容器間で違いがあったものの、これまで国内流通で利用されてきた伸縮性フィルム容器と宙吊り型容器は、ともに船便輸出においても実用性が高いと言える。ただし、伸縮性フィルム容器や宙吊り型容器とMA包装を併用しなかった場合、輸送した果実には黒ずみや切断面のにじみが発生した(図3)。(3)。黒ずみとはイチゴ果実表面の色調の暗化、切断面

のにじみとはイチゴ果実断面の維管束(白い部分)がにじんではっきりと見えなくなる現象のことである。これらの品質低下は長期間の輸送により果実の鮮度が低下したことによるものと考えられ、現地での販売や消費段階で問題化するおそれがある。したがって、イチゴの船便輸出では、伸縮性フィルム容器や宙吊り型容器に加えMA包装を併用することが推奨された。

5 おわりに

収穫量や出荷量の変動しやすいイチゴにおいて、船便は輸送コストが安いだけでなく、航空便と併用することで出荷時期を平準化できるという利点も持っている。本稿で紹介したパッケージ方法を用いたイチゴ輸出は、既に少しずつ開始されており、平成二六年度には一回約五六〇〇パックの船便輸出が実施された。伸縮性フィルム容器は「フルテクター」として(株)コバヤシ等から、宙吊り型容器は「ゆりかごCタイプ」として大石産業(株)から、イチゴ専用MA包装資材は「Pープラス」として住友ベークライト(株)からそれぞれ市販されており、購入することができる。本技術によりイチゴの輸出货量が増えるとともに、イチゴと他の様々な品目において冷蔵コンテナへの混載が進み、国産農産物の輸出拡大に貢献できれば幸いである。

編集後記

韓国で、朴槿恵大統領の「即時退陣」を求める大規模なデモが続いている。先月末、朴大統領は任期満了前の辞任を表明したが騒ぎは収まりそうにない。つい三ヶ月前、本誌編集委員会が同国を訪れた時には、まさか朴大統領が弾劾訴追を迫られることになるとは想像もできなかった。なにはともあれ、韓国国民の皆さんが一日も早く静かに暮らせるよう願うばかりだ。

さて、今回の現地調査で訪れた有機農業の「聖地」忠清南道洪城郡では、「仕事だけしていると牛になる。勉強だけしているとお化けになる」をはじめ、現地の方からお聞きした話がいくつか耳に残った。

当地で有機農業が本格的にはじまったのは、一九七五年、日本から訪れた全国愛農会小谷純一会長の勧めによるものだ。小谷会長は、「韓国農業は、日本農業の後追いをしてはならない」と語る際、涙を流しながらこう言ったそうだ。「日本は朝鮮半島を植民地にして大変申し訳なかった」「罪滅ぼしのために、私がひざまずいて謝って済む問題ではない。また、巨額のお金を支払ってもそれはお詫びにはならない」。そして小谷会長は、淡路島モンキーセンターのことに触れ、農薬などによる様々な中毒で猿たちがどのようになっていったかについて解

説し、「それは人間にも害を与える」と語ったとのことだ。今回説明をされたチュ・ヨンドンさんが、「小谷さんのお話を聞いて、私は現在まで有機農業に携わることとなりました」と凛とした表情でお話しする姿に接し、日本人としてとてもうれしかった。

ところで、円借款などに関し、民進党逢坂誠二衆議院議員が政府に対し質問主意書で質問した。政府の回答は、第二次安倍内閣の発足以降、無償資金協力の総額は約六七五〇億円、円借款の総額は約五兆九一四二億円。平成一五年度以降我が国は三三か国に対して総額で約一兆一二九〇億円の円借款債務を免除している、というものだ。（衆議院HPに掲載）

飢えや貧しさで苦しんでいる国々への支援は絶対に必要だ。しかし、わが国が大変な財政難に陥っている中、一兆一〇〇〇億円以上の債務を免除していたとはちょっと気が良すぎないか。加えて、この間、安倍晋三総理は外遊の度に巨額の経済支援を約束してきている。

今日も、沢山の日本人が小谷会長と同様、開発途上国の国民と同じ目線に立ち、ともに汗をかきながら努力を続けているのだと思う。朝鮮半島への戦後補償と対外支援の性格は違うであろう。しかし、海外で汗を流す日本人や小谷会長の思いと、安部総理の思いはきちんと重なっているのだろうか。

（花村）